

安保法制違憲・差止請求

訴 状

# 訴 状

原 告 ら 志田陽子，石川徳信ほか別紙原告目録のとおり（計52名）

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録のとおり（計621名）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 岩城光英

処 分 行 政 庁 内閣総理大臣安倍晋三（請求の趣旨第1項につき）

防衛大臣中谷元（同第2項及び第3項につき）

2016（平成28）年4月26日

東京地方裁判所 御中

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル9階

法学館法律事務所

電話 03-3462-8051 FAX 03-3462-8053

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 伊 藤 真

〒160-0008 東京都新宿区三栄町8 三栄ビル3階

四谷総合法律事務所

電話 03-3355-2841 FAX 03-3351-9256

同 内 田 雅 敏

〒120-0034 東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階

北千住法律事務所（送達場所）

電話 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

同 黒 岩 哲 彦

〒113-0033 東京都文京区本郷3-18-11 TYビル302

東京アドヴォカシー法律事務所

電話 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063

同 杉 浦 ひとみ

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル6階

日比谷ともに法律事務所

電話 03-3580-5456 FAX 03-3580-5457

同 田 村 洋 三

〒171-0033 東京都豊島区高田1-36-13-305

角田愛次郎法律事務所

電話 03-3983-7522 FAX 03-3983-7293

同 角 田 由 紀 子

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-28-20

パレ・エテルネル1101号

弁護士法人りべるて・えがりて法律事務所

電話 03-5368-6081 FAX 03-3359-6233

同 寺 井 一 弘

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所

電話 045-222-4401 FAX 045-222-4405

同 福 田 護

〒113-0033 東京都文京区本郷1-22-6 本郷ハイホーム3階

クラルテ法律事務所

電話 03-3580-5460 FAX 03-3580-5465

同 堀 野 紀

自衛隊出動差止め等請求事件

訴訟物の価額	金 680 万円 (160 万円 + 10 万円 × 52 名)
貼用印紙額	金 3 万 8 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 内閣総理大臣は、自衛隊法 76 条 1 項 2 号に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させてはならない。
  - 2 防衛大臣は、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の実施に関し、
    - (1) 同法 6 条 1 項に基づき、自ら又は他に委任して、同法 3 条 1 項 2 号に規定する後方支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施してはならない。
    - (2) 同法 6 条 2 項に基づき、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等（自衛隊法 8 条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）に命じて、同法 3 条 1 項 2 号に規定する後方支援活動として、自衛隊による役務の提供を実施させてはならない。
  - 3 防衛大臣は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の実施に関し、
    - (1) 同法 7 条 1 項に基づき、自ら又は他に委任して、同法 3 条 1 項 2 号に規定する協力支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施してはならない。
    - (2) 同法 7 条 2 項に基づき、自衛隊の部隊等に命じて、同法 3 条 1 項 2 号に規定する協力支援活動として、自衛隊による役務の提供を実施させてはならない。
  - 4 被告は、原告らそれぞれに対し、各金 10 万円及びこれに対する平成 27 年 9 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
  - 5 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第 4 項につき仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 目 次

#### 第 1 本件訴訟の概要と意義

- 1 新安保法制法の制定とその憲法違反，立憲主義違反
- 2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義

#### 第 2 集団的自衛権の行使，後方支援活動の実施及び協力支援活動の実施の違憲性

- 1 新安保法制法の制定
- 2 集団的自衛権の行使が違憲であること
- 3 後方支援活動等の実施が違憲であること

#### 第 3 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害

- 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況
- 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等
- 3 平和的生存権，人格権及び憲法改正・決定権
- 4 集団的自衛権の行使等による平和的生存権等の侵害

#### 第 4 差止めの訴えによる差止請求

- 1 本件処分
- 2 集団的自衛権の行使等の処分性
- 3 原告適格について
- 4 重大な損害を生ずるおそれについて
- 5 補充性について
- 6 処分が行われる蓋然性について
- 7 違法性

#### 第 5 原告らの損害と国家賠償責任

- 1 加害行為
- 2 原告らの損害

- 3 公務員の故意・過失
- 4 加害行為と損害との因果関係
- 5 結論

## 第6 おわりに

### 別紙 原告らの権利侵害の具体的内容

#### 第1 戦争体験者

- 1 空襲被害者
- 2 広島・長崎の原爆被爆者
- 3 その他の戦争体験者

#### 第2 基地周辺住民

- 1 厚木基地周辺住民
- 2 横須賀基地周辺住民

#### 第3 公共機関の労働者

- 1 航空労働者
- 2 船員
- 3 鉄道労働者
- 4 医療従事者

#### 第4 その他の特徴的な被害者

- 1 学者・教育者
- 2 宗教者
- 3 ジャーナリスト
- 4 母親等
- 5 障がい者
- 6 在日外国人
- 7 自衛隊関係者
- 8 原発関係者

### 【法律の題名の略称】

この書面において、法律の題名を以下のとおり略称する。なお、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名である。

- ・ 平和安全法制整備法（案）＝我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（案）
- ・ 国際平和支援法（案）＝国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（案）
- ・ 武力攻撃事態対処法（改正前）＝武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 事態対処法＝武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 国民保護法＝武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ・ 周辺事態法（改正前）＝周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・ 重要影響事態法＝重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・ 国連平和維持活動協力法＝国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- ・ 特定公共施設利用法＝武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
- ・ 特定秘密保護法＝特定秘密の保護に関する法律
- ・ テロ特措法＝平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法
- ・ イラク特措法＝イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

## 第1 本件訴訟の概要と意義

### 1 新安保法制法の制定とその憲法違反，立憲主義違反

平成27年9月19日，第189回国会の参議院本会議において，いわゆる新安保法制法案（平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案）が採決され，賛成多数で可決成立したとされた。そしてこれらの法律は，平成28年3月29日施行された。その基本的な内容は，平成26年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に基づくものとなっており，内閣が平成27年5月14日法案を閣議決定し，翌15日これを国会に提出して，その成立を求めたものである。

この新安保法制法の中心的な内容は，政府が従来一貫して，憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し，また，これまで武力を行使する他国に対する支援活動をいわゆる「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し，「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば，世界中で，弾薬の提供までも含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする，などの点にある。

しかし，このような実力の行使等は，戦争を放棄し，戦力の保持を禁止し，交戦権を否認した憲法9条に，明らかに違反するものであり，憲法9条の改正なくしてできることではない。成立したとされる上記新安保法制法は，憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。また，このように内閣及び国会が，憲法改正の手段をとることなく，恣意的な憲法解釈の変更を行い，法律を制定して，憲法の条項を否定することは，憲法尊重擁護義務に違反し，憲法改正手段をも潜脱するものとして，立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり，同時に国民主権の基本原則にも背くものである。

なお，この新安保法制法案の採決に至る過程においては，上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する市民の反対や慎重審議を求める声が大きな世論



となり、国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開された。しかし、政府・与党議員は、これら市民の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させた。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異常なものであった。このような国会のありようは、この国の民主主義制度をも根底から揺るがすものである。

## 2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義

原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民である。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権や基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきたものであるが、新安保法制法は、原告らのこれらの権利を侵害するとともに、原告らの日本国憲法の内容・条項を自ら決定するという国民としての根源的権利ないし地位をも否定するものである。

すなわち、新安保法制法は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利を侵害する。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害する。③そして、憲法改正の手続を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった今回の新安保法制法制定の過程と手続は、国民投票権の保障に現れている、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」という。）を侵害するものでもある。

本件原告らのある者は、先のアジア・太平洋戦争において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存

する権利がその人格の核心部分を構成している。ある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になる。ある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになる。ある者は、いざ戦争となった場合に、青年として自ら戦場に駆り出される蓋然性が高い者やその家族等である。その他本件原告らはいずれも、憲法9条に違反する新安保法制法の実施によって日本が戦争をする国、できる国になることによって直接的な影響を受け、切実な利害関係を有して、上記平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の重大な侵害を受ける者たちである。

本件訴訟は、このような原告らの権利を新安保法制法から守り、その侵害を排除するため、新安保法制法の中で特に憲法に違反することが明らかな、改正自衛隊法及び事態対処法に基づく集団的自衛権の行使（存立危機事態における防衛出動）、重要影響事態法に基づく後方支援活動としての米軍等に対する物品又は役務の提供、及び国際平和支援法に基づく協力支援活動としての諸外国の軍隊等に対する物品又は役務の提供について、その差止めを求めるものである。

これら集団的自衛権の行使又は後方支援活動若しくは協力支援活動の実施は、原告らの上記権利を侵害し、その侵害状態の受忍を強制する行政処分ないし公権力の行使であり、原告らにはこれらの処分によって重大な損害を生ずるおそれがあり、またこれらの処分がなされる蓋然性があるので、行政事件訴訟法3条7項及び37条の4に基づき、その差止めを求めるものである。

また、同時に原告らは、内閣による前記閣議決定等、国会による新安保法制法の可決、制定によって、現に、上記平和的生存権及び人格権を侵害されるとともに、憲法改正・決定権を侵害されて、甚大な精神的苦痛を受けており、これは内閣ないし内閣構成員及び国会ないし国会議員による不法行為であるから、関連請求として、国家賠償法1条1項に基づき、その損害の賠償を請求するものである。

## 第2 集団的自衛権の行使，後方支援活動の実施及び協力支援活動の実施の違憲性

### 1 新安保法制法の制定

(1) 政府は，平成26年7月1日，「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行った（以下「26・7閣議決定」という。）。

これは，「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに，更に変化し続け，我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「脅威が世界のどの地域において発生しても，我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき，「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに，国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下，国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには，切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として，次のような法整備等の方針を示したものである。

- ①「武力攻撃に至らない侵害への対処」として，警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備，治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置，自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。
- ②「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として，(1)後方支援について，他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ，従来の「後方地域」や「非戦闘地域」に自衛隊の活動する範囲を一律に区切る枠組みではなく，他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所であれば支援活動を実施できるようにする，(2)PKOなどの国際的な平和支援活動について，駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用，邦人救出のための武器使用を認める。
- ③「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として，後に新安保法制法に

において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。

(2) 政府は、その後、平成27年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」（新ガイドライン）を合意した上、5月14日、新安保法制法案の閣議決定（以下「27・5閣議決定」という。）を行った。この法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されたものである。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出した。

法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっているが、それを越えた部分もあり、重要な点として例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能とした。また、国連平和維持活動協力法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにした、などの点がある。

(3) 新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、平成28年3月29日施行された。

## 2 集団的自衛権の行使が違憲であること

### (1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能とした。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法88条1項）ことになる。

## (2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法9条の解釈については、自衛のための戦争を含めてあらゆる戦争を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場がある。

そして、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権

発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されない、と解してきた。

また、政府は、自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を我が国の領域から排除することを目的とすることから、我が国の領域内での行使を中心とし、必要な限度において我が国の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、我が国の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないとしてきたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものとして憲法9条に反して許されないと解してきたのである。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の根幹であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返し表明されてきた。それは、憲法9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形造られてきたのであった。

### (3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが政府は、平成26年7月1日、上記のこれまでの確立した憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な

危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれる。）

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

#### (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は我が国に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを我が国の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合にも自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触する。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確である。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して我が国が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に我が国周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

そして第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我

が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠く。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右される。そして、法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」というのである。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似するが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになる。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難である。

以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって市民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び市民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできない。政府の「総合的判断」の



是非のチェックができないのである。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反するものである。

#### (5) 立憲主義の否定

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課した（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民の権利・自由を確保しようとするものである。

閣議決定及び新安保法制の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立した憲法9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであるが、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来憲法96条に定める改正手続によらなければならないことである。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求して、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのである。閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法96

条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することである。

### 3 後方支援活動等の実施が違憲であること

#### (1) 後方支援活動等の拡大

新安保法制法は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し（以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」という。）、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能とした。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「搜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとした。

また、これまではアフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるも

の」に対し、いつでも、地理的限定なく自衛隊を派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとした。

これら「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容とするが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備等、外国軍隊の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられた。

## (2) 他国軍隊の武力行使との一体化の問題

ここで後方支援活動等とされる外国の軍隊に対する物品及び役務の提供は、一般に「兵站」と呼ばれているものである。

自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点である。すなわち、直接戦闘行為に加わらなくても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題である。

名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るのであり、法的にも武力の行使と評価され得るものである。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍

隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われていた。

具体的には、まず平成2年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」（不成立）の際に問題になったが、その後、周辺事態法（平成11年）において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられた。同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外した。

そして旧テロ特措法（平成13年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされた。すなわち、ここで限定された活動地域は（法律上の用語ではないが）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとした。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われた。

しかしながら、この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるものであった。現に、イラク派遣の実態は、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものであった。

### (3) 後方支援活動等の違憲性

ところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の

「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を限定することにより他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する我が国の支援活動は当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採るとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのである（26・7閣議決定）。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容する。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかならない。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのであるが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ない。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられないであろう。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高い。

従来の、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まると強弁されてきた後方支援活動等ではあったが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記2法においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法9条に違反するものであることが明らかである。

#### (4) 立憲主義の否定

以上のように後方支援活動等の実施も憲法9条に違反するものであり、そのような内容の閣議決定を行い、また法律を制定して憲法9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものであることについては、前記（第2の2(5)）で述べたことがそのまま当てはまる。

### 第3 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害

#### 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

(1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反するものである。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきた。

(2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国とする。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げたものである。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。

なお、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には

至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況になると考えられる。そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される状況となる。

- (3) 新安保法制による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。相手国等からすれば、自衛隊は正当な攻撃対象となるのであり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高い。

こうしてここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。ちなみに、安保法制法案の国会審議において、政府は、IS（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしている（平成27年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会）。すなわち政府の政策判断が変われば、IS空爆の後方支援もありうるのであり、日本や日本人は、ISのテロの標的となることを覚悟しなければならない。

## 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

- (1) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになるが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされる（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。

なお、ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定される。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、

電気通信事業者，旅客・貨物運送事業者，海運事業者等が，法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令 3 条，平成 16 年 9 月 17 日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は，知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法 2 条 2 項）。

(2) 存立危機事態においては，国は，「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使，部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安，生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し，事態対策本部を設置し，これらの対処措置を実施する。存立危機事態については，地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていないが，国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法 3 条 1 項），事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け，調整に応じない場合には指示，代執行もなされる（同法 14 条，15 条）。

(3) 武力攻撃予測事態は，日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず，自衛隊法 76 条 1 項 1 号の防衛出動はまだなされていないが，これが予測される状態であり，この段階でも例えば，自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法 77 条），予備自衛官が招集される（同法 70 条）等，防衛出動に備える体制がとられる。また，自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため，武器の使用，土地等の強制使用等もなされる（同法 77 条の 2 等）。

武力攻撃予測事態と武力攻撃事態とを合わせて「武力攻撃事態等」と称されるが，武力攻撃事態等においては，国は，自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため，「対処基本方針」を策定し，事態対策本部を設置する。そして，武力攻撃事態等においては，地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務があり，国民もこれに協力するよう努めるものとされる（事態対処法 5～



8条)。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められる。

そして、武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態）は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出動と武力の行使がなされることになる（自衛隊法76条、88条）。そこでは、自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされる。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されている。電気通信設備の優先利用もなされる（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められる。

### 3 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権

#### (1) 原告らの地位

本件原告らは、後述のように、第二次世界大戦（アジア・太平洋戦争）において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有する者、日本が戦争当事国ないし準当事国になった場合には真っ先に相手国や敵対勢力の武力攻撃やテロ攻撃の対象となる危険の高い米軍・自衛隊基地の周辺に居住する者、存立危機事態・武力攻撃事態等において自衛隊・米軍の活動に関する措置及び国民保護に関する措置の実施をその責務として求められ、危険な業務への従事をも命じられる指定公共機関等の労働者、日本が戦争体制やその準備体制に入った場合に戦場に駆り出される可能性の高い若者、その子どもたちを愛しみ育ててきた母親などの家族等によって構成されている。

これら原告らは、とりわけ、戦争の惨禍を身をもって体験し、戦後70年をその体験を背負って生きてきた者であり、平和のうちに生存する権利がその人格と一体となってその核心部分を構成している。あるいは、戦争ないしその準備体制のもとでは、その居住地域、職業、社会的立場等から、生命・身体の危険はもとより生活万般にわたって多大な影響を受け、集団的自衛権の行使等について切実な利害関係を有する者であり、平和でなければその人格権等が確保されない者である。

したがって原告らは、集団的自衛権の行使等により、上記のように、日本が戦争当事国又は準当事国になること、さらに日本が他国等からの攻撃を現に受け又はその危険にさらされること、そしてその場合に採られる国の対処措置等によって、次に述べる平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を大きく侵害されることになる。

## (2) 平和的生存権

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定する。

平和は、国民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものである。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法

13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられる。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければならない（前掲名古屋高裁判決参照）。

### (3) 人格権ないし幸福追求権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが、日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えられる。

なお、本書面では、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」ということとする（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

### (4) 憲法改正・決定権

近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立する。憲法制

定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化される（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれる。）。

日本国憲法 96 条 1 項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れである。そこでは国会の各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされているが、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続とを通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのである。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力の担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられる。すなわち、国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法 96 条 1 項はその現れにほかならない。

#### 4 集団的自衛権の行使等による平和的生存権等の侵害

##### (1) 平和的生存権の侵害

原告らは、日本人 3 1 0 万人、世界では 5 2 0 0 万人もの死者を生じた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕等の事実を省み、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求する者であり、憲法前文及び 9 条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有している。

とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原

爆被害者等は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後70年間背負って生きてきた者である。平和憲法と9条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうち生きる権利は、これら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成している。

ところが、新安保法制法の制定は、集団的自衛権の行使等を認めることによって、日本が再び戦争をする国、できる国に変容させるものである。そしてまず、そのこと自体によって、これら原告らに戦争体験の悪夢を想起させ、戦争のために強いられた、例えば戦災孤児としての苦難の人生や後遺障害と苦闘してきた人生等、戦後70年の生涯及びそれに基づいて形成されてきた原告らの人格を根底から否定するとともに、それら戦争体験と苦難の人生の代償として得たかけがえのない憲法9条と平和的生存権を蹂躪し、侵害するものである。また、将来発動されることになる集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本を戦争当事国とし、他国の国土を破壊し、その国民を死傷させるものであるとともに、日本に対する他国等からの武力攻撃やテロ攻撃を招来するものであり、それらが現実化した場合は、もちろん原告らの平和的生存権が直接に侵害されるが、しかしそれに至らない現段階においても、安保法制法の制定はそれらの具体的危険を生ぜしめているものとして、原告らの平和的生存権を侵害するものである。

## (2) 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、他国に対して武力を行使し、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリ

ズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受けることになる。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、米軍基地が集中する沖縄をはじめ全国の米軍・自衛隊基地及びその付近であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険にさらされる。またその前段階を含めて、基地周辺は、自衛隊や米軍の訓練等の活動が集中し、例えば武力攻撃予測事態における陣地その他の防御施設の構築等に伴う土地・家屋の強制使用の対象となる可能性が高く、さらに武力攻撃事態においては物資の収用、指定公共機関への業務従事命令等が、この地域に集中することが考えられる。そして、自衛隊・米軍等の軍事活動と住民の避難等の国民保護活動とが錯綜し、基地周辺地域は大混乱に陥る危険性がある。原告ら基地周辺住民は、集団的自衛権の行使等によって、このような事態に見舞われることを覚悟しなければならないのであって、これらは原告らの人格権を大きく侵害するものである。

また、戦争体制（有事体制）ないしその準備段階においては、戦争の遂行又はその準備のためや国民保護体制のための措置を実施することなど、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力が義務付けられ、そこで働く公務員・医療従事者・交通運輸労働者などが危険な関係業務への従事に駆り出されることになる。これらの業務に従事する労働者は、自分や家族の安全や生活の確保、避難等に優先して、命じられた職責の遂行を求められ、また、身の危険にさらされることになる。

さらにまた、戦争体制や戦争準備体制において、その犠牲が集中するの

はいつも、女性、子ども、障がい者等の社会的弱者である。新安保法制法は、集団的自衛権の行使を容認すること等により、日本を戦争をする国、できる国にし、軍事優先の社会をもたらす危険性が高い。軍事優先の社会では、社会福祉の切捨て等、社会的弱者が犠牲にされることになる。女性に対する性的な侵害が生ずることもまた、過去の戦争の経験が示すところである。新安保法制法は、これらの立場にある原告らの人格権を侵害するものである。

そのほか、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務労働者などにあっても、その活動が危険又は不可能になることが生ずる。そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちであるが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがある。

以上のように、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、それがもたらす日本の戦争当事国化、それに準ずる国際的対立関係の醸成、そして日本の国土の戦場化や有事法制の発動等により、原告らに生命・身体への危険を含む重大な人格権の侵害を生じさせる。また、その行使・実施に至らない前段階においても、新安保法制法の制定自体によって、原告らは現に、その居住地域、職業、社会的立場等から、戦時体制、戦争準備体制による直接の人格権侵害が今後生ずるに至る特に高度な危険に直面させられるに至っており、その現在の状態自体もまた、原告らに対する人格権の侵害を構成する。

なお、以上のような人格権の侵害の例は、同時に平和的生存権の侵害も伴うものである。

### (3) 憲法改正・決定権の侵害

新安保法制法は、前記のように規範性を有する憲法9条の解釈を変更し、

その内容を法律によって改変してしまおうとするものである。それは本来、憲法96条1項に定める国会の発議と国民投票の取手続をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものである。しかも、この憲法改正の取手続を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民及び野党の反対を押し切って採決が強行され、中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものであった。それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正取手続を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものであった。

新安保法制法の制定は、このようにして、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害したものである。

そして、集团的自衛権の行使等は、このように原告らの憲法改正・決定権を侵害し、蹂躪した取手続によって制定された新安保法制法の現実の適用・実施過程であり、また、これが反復されることによって、その侵害の結果を既成事実化することになるのである。そしてこの現実の適用、実施、既成事実化を通じて、本来憲法9条に違反するものであったはずの新安保法制法、その集团的自衛権の行使等に係る根拠法条が、これまでの憲法9条の規範内容にとって代わって、実質的な規範として通用する状態が事実上形成されかねない危険すらある。しかも、集团的自衛権の行使等は、一旦それがなされれば日本の国全体を後戻りのきかない戦争状態に引き込むことになりかねないものであり、そこではもはや憲法9条の平和主義の規範自体が死文化してしまうのである。

#### 4 原告らの権利侵害の具体的内容



本件原告らについて、以上に述べた集団的自衛権の行使等による平和的生  
存権、人格権及び憲法改正・決定権の侵害の個別的・具体的内容は、**別紙**に  
掲げるとおりである。

#### 第4 差止めの訴えによる差止請求

##### 1 本件処分

(1) 内閣総理大臣又は防衛大臣による次の行為は、原告らに対する行政処分な  
いし公権力の行使（以下単に「処分」又は「本件処分」ともいう。）であ  
る。

- ① 内閣総理大臣の命令による自衛隊法76条1項2号に基づく自衛隊の全  
部又は一部の出動
- ② 重要影響事態法の実施に関し、防衛大臣が、同法6条1項に基づき、自  
ら又は他に委任して同法3条1項2号に規定する後方支援活動として行  
う自衛隊に属する物品の提供、及び防衛大臣が、同法6条2項に基づき、  
防衛省の機関又は自衛隊の部隊等に命じて同法3条1項2号に規定する  
後方支援活動として行わせる自衛隊による役務の提供
- ③ 国際平和支援法の実施に関し、防衛大臣が、同法7条1項に基づき、自  
ら又は他に委任して同法3条1項2号に規定する協力支援活動として行  
う自衛隊に属する物品の提供、及び防衛大臣が、同法7条2項に基づき、  
自衛隊の部隊等に命じて同法3条1項2号に規定する協力支援活動とし  
て行わせる自衛隊による役務の提供

(2) 内閣総理大臣は「内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権限」を有し  
（自衛隊法7条）、また防衛大臣は「自衛隊の隊務を統括する」権限を有  
する（同法8条）ところ、新安保法制法による自衛隊法の改正は、新たに  
上記①の自衛隊の出動を命ずる権限を内閣総理大臣に付与し、また、新安  
保法制法による周辺事態法の改正としての重要影響事態法及び新たに制定

された国際平和支援法は、新たに上記②及び③の活動を自ら又は他に委任して実施し、又はその実施を防衛省の機関若しくは自衛隊の部隊等に命ずる権限を防衛大臣に付与した。しかし、これらの内閣総理大臣又は防衛大臣の上記行為は、第3の3及び4で述べたように、原告ら国民の平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害するものである。

したがって、上記①ないし③の防衛出動又は後方支援活動若しくは協力支援活動の実施は、原告らに対する関係で、内閣総理大臣が自衛隊法7条及び76条1項2号に基づき行う、又は防衛大臣が同法8条及び重要影響事態法6条1項若しくは2項又は国際平和支援法7条1項若しくは2項に基づき行う、前記の原告らの具体的権利を侵害し、その侵害状態の受忍を一方的に強制する公権力の行使として、行政事件訴訟法3条2項、37条の4第1項の「処分」に該当する。

## 2 集団的自衛権の行使等の処分性

### (1) 権利侵害とその受忍の強制としての処分

本件処分は、内閣総理大臣の命令による集団的自衛権の行使としての防衛出動という事実行為、防衛大臣又はその命令等による後方支援活動又は協力支援活動としての自衛隊による物品又は役務の提供という事実行為である。これらは、自衛隊が武力を行使し、又はその武力の行使に至る危険を生じさせるものとして、すなわち、日本が戦争当事国となり、又はそうなる危険を生じさせるものとして、原告らとの関係で、その平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害し、その侵害状態の受忍を強制する公権力の行使に該当する。

その権利侵害の具体的内容は上記第3の3及び4で述べたとおりであって、原告らは、過去の戦争体験や居住地域・職業・社会的立場等によって、日本が戦争状態ないし戦争の危険がある状態になることに切実な利害関係を有する者であるところ、上記公権力の行使によって、かかる原告らの具

体的な権利を侵害されることになる。

なお、内閣総理大臣による自衛隊に対する集団的自衛権の行使としての防衛出動命令、防衛大臣による後方支援活動等の実施の命令は、直接には自衛隊又は防衛省の機関若しくは自衛隊の部隊等に対するものではあるが、その命令に基づく自衛隊の防衛出動や後方支援活動等の実施という事実行為によって、原告らの上記権利が侵害され、その受忍を強制されることになるものである。

なお、このような抗告訴訟における「処分」についての考え方は、最高裁平成5年2月25日判決（民集47巻2号643頁、第1次厚木基地航空機騒音差止等請求事件）において示唆されていたが、その後、東京高裁平成27年7月30日判決（判例時報2277号13頁、厚木基地航空機騒音差止請求行政訴訟事件）は、自衛隊機の運航に関する防衛大臣の命令自体は直接原告ら国民を名宛人とするものではなく、その運航統括権限による自衛隊機の運航という事実行為が国民に対する影響を及ぼし、国民がその被害等の受忍を強いられる場合の当該事実行為について行政処分性を認め、その差止めの訴えを肯定した。すなわちこの判決は、「抗告訴訟の適否に関する判断の対象となる行政処分についても、個々の運航を根拠付ける具体的な権限の付与としての命令ではなく（この関係では周辺住民は処分の名宛人になっていない。）、防衛大臣が、その付与された運航に関する統括権限に基づいて行う、自衛隊法107条5項により周辺住民に対して騒音等の受忍を義務付けることとなる自衛隊機の運航という事実行為に求められるべきものである」等と判示し、事実行為たる「自衛隊機運航処分」を「行政処分」として、行政事件訴訟法3条7項の定める抗告訴訟としての差止めの訴えにより、自衛隊機の夜間の運航の一部の差止めを認容したものである。

(2) 武力攻撃事態等へ移行した場合に予定される権利制限・義務付け

集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、それに続いて日本に武力攻撃事態等をもたらす蓋然性が極めて高く、その場合に適用されるいわゆる有事法制と密接不可分の関係にあり、そこでは国民・市民に対するより多くの強力な権利制限や義務付けがなされることになる。その具体的内容は、第3の2で述べたとおりである。したがって、本件処分は、後続する武力攻撃事態等における原告らの権利制限・義務付けを確実に招来し、また予定するものであり、そういうものとして原告らに対して強制的に権利を侵害し、その受忍を強いるものであるから、このような観点からも、本件処分は、原告らに対する行政処分として差止請求の対象とされるべきものである。

### 3 原告適格について

上記2で論じたとおり、本件処分は原告らに対するものであるから、原告らが、本件処分の差止めを求める原告適格を有することは既に明らかであるが、原告適格論の枠組みに沿って、上記2の議論を敷衍、再説する。

本件で法律上保護されるべき原告らの利益、すなわち平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権は、まず、憲法前文及び13条等によって保障された、あるいは憲法96条に裏付けられた、憲法上の基本的人権ないし根源的な権利である。それらは、国が侵してはならない国民の国に対する基本的権利である。

そして、本件原告らは、その戦争体験、居住地域、職業、社会的立場等から、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施によって、日本が現に戦争当事国となり、又は他国の戦争に加担して戦争に引き込まれた場合はもとより、戦争の危険がある状態になった場合には、これらの権利を侵害されることが明らかな者たちである。

すなわち、空襲の中を逃げまどった者、原爆の被災者、戦争で家族を失った者など極限的な戦争体験を有する者にとっては、憲法によって保障された

平和的生存権と人格権は、その戦争被害を購って得た切実な代償であり、戦後70年の人生はこれら犠牲と代償を背負ったものであって、その過程で形成された人格と不可分一体をなしている。集団的自衛権の行使等によって日本が再び戦争をする国になることは、その体験と人格を根底から否定するものである。あるいは、日本が外国にまで出向いて戦争をし、又は外国の戦争に加担した場合に、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃を受け、又はその危険性の高い自衛隊基地・米軍基地周辺に居住する者は、現実に生命・身体・財産に対する具体的危険にさらされる。また、指定公共機関等に働く医療労働者、交通運輸労働者等は、集団的自衛権の行使がされた場合はもとより後方支援活動等においても自衛隊の活動に協力を求められるし、武力攻撃事態等に進展すれば、自衛隊・米軍の活動に伴う業務及び国民保護のための措置に伴う業務への従事を命じられることになり、これら業務は生命・身体の危険を伴う場合も少なくない。その他、原告らはいずれも、別紙に掲げるように、集団的自衛権の行使等により、直接に具体的な権利侵害を受け、その受忍を強いられる者である。

このように、本件処分によって、原告らが害されることとなる利益の内容及び性質は、極めて深刻かつ重大であり、これらが、本件処分の差止めを求めるについての法律上保護されるべき利益に該当することは明らかである。

#### 4 重大な損害を生ずるおそれについて

##### (1) 侵害される権利・利益

本件処分によって、原告らが侵害を受け、その受忍を強制される権利・利益は、前述のように、憲法上最大限保障されるべき、基本的人権保障の基底的権利である平和的生存権であり、基本的人権の中核をなす憲法13条の人格権であり、そして国民主権に由来する根源的な権利である憲法改正・決定権である。これらの権利は、国民主権と民主主義、平和主義という憲法的価値の根幹をなすものであるとともに、国民一人ひとりにとって

かけがえのないものである。

とくに本件原告らは、第3の3及び4で述べたとおり、その戦争体験、居住地域、職業、社会的立場等から、本件処分によってこれらの権利を直接に侵害され、その生命・身体・財産や権利関係にとくに重大な影響を受ける者であり、その権利・利益の重要性はいうまでもなく、それらが侵害されることの損害の性質及び程度は切実かつ重大である。

そして、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施がなされた場合、これら原告らの権利・利益は容易に侵害を受け、又は受ける具体的危険にさらされ、それが継続することになる。その侵害を受け、又は危険にさらされるのは、原告らの生命・身体そのものであったり、戦争体験が刻印された戦後70年の人生そのものであったり、若者の有意な前途そのものであり、総じて原告各人の人格全体である。

## (2) 損害の回復の困難性

集団的自衛権の行使としての防衛出動や後方支援活動等の実施は、自衛隊による武力の行使そのものであったり、武力の行使に至る危険性の高いものであり、これに対しては当然に相手国等からの反撃がなされ、日本は不可逆的に、海外での武力の行使から日本の領域における戦争状態（武力攻撃事態）へと突き進むことになる。すなわち、集団的自衛権の行使にせよ、後方支援活動等からの発展にせよ、一旦自衛隊が武力の行使を開始すれば、もはや後戻りは不可能であり、自衛隊の戦闘行為は際限なく拡大しかねず、国内でも臨戦態勢がとられるとともに、国土は破壊され、国内外での死傷者が増大し、その惨禍は測り知れない。そこでは平和的生存権も人格権も、根底から否定され、蹂躪される。戦争は、最大の人権侵害である。それは、平和的生存権及び人格権の侵害の極致であり、平和憲法の死滅である。

かくして、原告らの平和的生存権は根底から破壊され、人格権はもとよ

り生命すら奪われかねない。また憲法改正・決定権はその侵害が決定的なものとなり、根底から否定されて回復の余地のないこととなる。

以上のように、本件処分による損害の回復の困難の程度は限りなく大きく、損害の性質及び程度も極めて重大である（行政事件訴訟法37条の4第2項参照）。

集団的自衛権の行使としての防衛出動又は後方支援活動等の実施は、日本をそのような事態に陥らせる危険性の極めて高い行政権の行為であり、原告らの上記権利の実効的な確保・救済のためには、そうなるよりも前に、憲法に違反するこれらの行為を、事前に司法によって差し止める以外に方法はない。

## 5 補充性について

自衛隊法，重要影響事態法，国際平和支援法等関係法令は，原告らが上記損害を避けるための方法を用意しておらず，本件処分に対する差止めの訴えを提起する以外に，損害を避けるための適当な方法がない。

## 6 処分が行われる蓋然性について

(1) 前述（第2の2（4））のように，事態対処法の存立危機事態の定義（新3要件の第1要件）は，「密接な関係」にある他国，我が国の「存立が脅かされ」，権利が「根底から覆される」，「明白な危険」など，全て評価的概念で構成されており，客観的な判断指標がない。そして，法案審議の過程での政府の国会答弁で繰り返されたのは，この事態に該当するかどうかは，結局のところ「政府が総合的に判断」というものである。そして，第1要件があいまいであれば，第2要件，第3要件もますますあいまいなものになってしまうことも，そこで述べたとおりである。

しかも，特定秘密保護法の下で，防衛，外交，スパイ，テロリズム等の安全保障に関する客観的かつ十分な情報が政府の判断によって国民に対して開示されずに秘匿される場合，政府の判断の適否の客観的検証も困難に

なってしまう。

したがって、集団的自衛権の行使の要件は限定性に乏しく、時の政府の判断によってその該当性・必要性等が容易にかつ安易に肯定され、その行使がなされてしまいかねない。

(2) 同様のことは、後方支援活動等についてもいうことができる。

まず、後方支援活動が行われる「重要影響事態」の「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」という定義（重要影響事態法1条）も、また、協力支援活動が行われる「国際平和共同対処事態」の「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するため国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」という定義も、決して客観的判断基準が存在するものとは言えず、これらもまた、政府の総合的判断に委ねられる。特定秘密保護法との関係も、存立危機事態の場合と同様である。

さらに、後方支援活動等についての国会における法案審議においては、その活動の地域が「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所にまで拡大されたにもかかわらず、自衛隊員のリスクは増大しないとの政府の答弁が繰り返されているが、そのような政府の認識の下に安易に自衛隊の後方支援活動等のための派遣がなされかねない。さらに、先述のように、ISに対する空爆への後方支援活動も法理上は可能で、あとは政策判断だというのが政府の国会答弁であるから、米国等からの要請を受ける等により、いつその政策判断が変わって自衛隊が派遣されるかも分からないのである。

したがって、後方支援活動等についても、時の政府の判断によってその要件該当性・必要性等が容易かつ安易に肯定され、実施されてしまう危険性が高い。



(3) ところで、新安保法制法の立法は、26・7閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に基づいてなされたものであるところ、この閣議決定及び立法は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」（閣議決定前文）、との情勢認識に基づいてなされたものである。これまで半世紀にわたって定着してきた集団的自衛権の行使は許されないという憲法9条の政府解釈を変更する理由も、その「安全保障環境の変化」に求められた。

そして、このような情勢認識に対応するための新安保法制法は、「切れ目のない」対応を可能とするためとして、これまで述べてきたように、集団的自衛権の行使にしても後方支援活動等にしても、地理的限界なく世界中で、世界中のできごとに、随時対応できるものとされている。

しかも、平成27年4月27日に日米間で合意された新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）は、このような新安保法制法による日本の集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施を前提として、グローバルな日米同盟の強化、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」等を目的とし、国際平和への脅威や武力攻撃に対する共同対処行動等を緊密に実施する体制をとろうとしている。

こうして、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼしうる状況になっている」との政府の状況認識のもと、憲法9条の歯止めを失った新安保法制法の下で、また新ガイドラインに基づく米軍との連携の強化の下で、政府の「総合的判断」により、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施が容易にかつ安易に行われて

しまう危険性・蓋然性は、極めて高いものと言わなければならない。

## 7 違法性

第2で述べたように、自衛隊法及び事態対処法に基づく存立危機事態における防衛出動すなわち集団的自衛権の行使、重要影響事態法に基づく重要影響事態における後方支援活動、並びに国際平和支援法に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、いずれも、憲法9条に違反するものであり、本件処分は違憲の法令の規定に基づくものであるから、本件処分をすべきでないことが根拠となる法令の規定から明らかである。

## 第5 原告らの損害と国家賠償責任

### 1 加害行為

内閣は、平成26年7月1日に前記の内容の26・7閣議決定を行い、平成27年5月14日前記の内容の新安保法制法案についての27・5閣議決定を行って、同月15日にこれを国会に提出し、その可決・成立を求めた。

国会は、上記法案の提出を受けて、同年7月16日衆議院において、同年9月19日参議院において、それぞれ新安保法制法案の採決を行い、これを可決した。（なお、内閣は、同月30日新安保法制法を公布し、平成28年3月29日これを施行した。）

これらの新安保法制法の可決・制定に至る内閣、国会の各行為によって、原告らは第3記載のとおりその権利を侵害された。

### 2 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3で述べたように、現段階においても、その平和的生存権、人格権及び憲法制定・決定権を侵害され、重大な精神的苦痛を受けている。さらに原告らは、今後、新安保法制法を適用して集団的自衛権の行使

等が行われる危険性があり、いつ日本が戦争当事国になり、日本の領域も戦場になるか分からない等の危険な状態に置かれるに至っており、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、それが行使された場合の危険性、不安と恐怖に現にさらされて、測り知れない精神的苦痛を被っている。

これらの精神的苦痛を金銭的に評価するのは困難であるが、各原告が少なくとも金10万円の慰謝料の支払を要する損害を被っていることは明らかである。

### 3 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を見捨て、憲法改正手続きをとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これに係る内閣（その構成員である各国务大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をするに当たっては、上記国务大臣及び国会議員は、新安保法制法案が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は知り得べきであり、損害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失がある。

### 4 加害行為と損害との因果関係

1記載の公務員の加害行為と2記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明らかである。

### 5 結論

よって、原告らは、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円及び上記不法行為の日である平成27年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の遅延損害金の支払を求める。

## 第6 おわりに

新安保法制法のうち、これまでの政府の憲法解釈においても許されないものと

して確立した憲法9条の規範内容を覆して集団的自衛権の行使等を容認する法条は、明らかに憲法9条に違反し、また、憲法改正手続を潜脱して立憲主義を蹂躪するものである。

ところが、政府・与党は、新安保法制法案の国会審議において、この法案の違憲性を指摘する多くの憲法学者の見解や国民・市民の声に対し、砂川事件最高裁判決（昭和34年12月16日大法廷判決刑集13巻13号3225頁）を持ち出し、憲法の番人である最高裁は集団的自衛権も個別的自衛権も区別せずに自衛権を認めており、この法案における政府の憲法解釈は同判決と軌を一にしているとして、同判決をその正当化の根拠とし、さらに、最後は最高裁が決めることだ等と強弁して、批判をかわそうとした。実際には同判決は集団的自衛権について何も触れておらず、政府・与党が同判決を持ち出すのは牽強附会も甚だしく、このような議論がもっともらしく通用してしまうこと自体嘆かわしい。

しかし、たしかに憲法81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する終審裁判所である」と規定し、最高裁判所を終審とする司法の違憲審査権に、憲法の最高法規性（憲法98条1項）の確保を負託している。そうであれば、新安保法制法が成立したとして施行された現在、まさに裁判所こそが、具体的な争訟性を有する事件の裁判を通じて、最高裁判例の曲解の是正も含め、「憲法の番人」であることの威厳に基づいて、この法律の憲法適合性について正面から判断を示し、国民から負託されたその使命を積極的に果たすべきものである。

日本の安全保障の体制がいかにあるべきかについては、人により、立場によって、異なりうる。しかし、最低限、立憲主義を共通の根本理念とする限り、憲法の条項はとりわけ立法権、行政権によって遵守されなければならない、時の政府の解釈によってその内容が改変され、憲法に違反した立法によって憲法、特にその基本原理を否定することは決して許されない。それは、立憲主義国家の自己否定である。

新安保法制法は、その禁を犯すものであり、しかも、それによって、日本の国のあり方を根本から変えてしまいかねないものである。

この訴訟は、具体的な争訟性を有する適法な事件であって、原告らは、その審理、判断を通じて、こうした国・政府の重大な過ちを正し、その過ちから原告ら国民・市民の基本的な人権を守り、それを通じて立憲主義と平和主義のあるべき指針を明らかにしたいと願うものである。裁判所が、その権限を十全に発揮し、その職責を全うして、国民・市民の負託に答えられんことを強く期待するものである。

以 上

## 【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

### 第1 戦争体験者

原告らの中には、先のアジア・太平洋戦争で苛酷かつ極限的な体験をした者が相当数いる。その典型的な者として、空襲被害者や原爆被害者があり、当時自ら悲惨な被害の現場に遭遇し、逃げ惑い、命を失いかけた者、かけがえのない家族を失った者、戦災孤児としての苦難の生活を余儀なくされた者、後遺障害を残した者など、重大な様々の被害を引きずっている。また、シベリア抑留者は戦争が終わってからも長期間、酷寒の中で死と隣り合わせの強制労働を強いられた。これら戦争体験者にとって、その後今日までの70年の生涯は、それ自体戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにほかならない。そして、このような原告らにとって、日本国憲法の徹底した平和主義は、その苦難の代償として得られたかけがえのないものとして、自らの平和への願いと一体となり、血肉となって、人格の核心を形成している。新安保法制法の制定・適用は、これら原告らの人生とその支えとなってきた憲法の平和主義、そのもとで形成されてきた原告らの人格的価値を、真っ向から否定するものである。

そして、以下のとおり、具体的な戦争体験を有する本件原告らは、新安保法制法によって現にその権利を侵害され、耐えがたい精神的苦痛を受け、また、集団的自衛権の行使等によりさらに深刻な権利侵害を受ける危険を有するものである。

#### 1 空襲被害者

アジア・太平洋戦争の末期、昭和19年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になった。アメリカ軍の空襲は、同年中は軍需工場等を中心にされていたが、昭和20年3月10日東京下町を襲った東京大空襲は、市民・住民の大規模殺害を直接の目的としたものであった。すなわち、10日未明午前零時を過

ぎた直後、279機のB29爆撃機は、東京下町（深川区、本所区、浅草区、日本橋区、江東区等）を中心に、1665トンに及ぶ焼夷弾によって住宅地を絨毯爆撃し、一夜にして死者は推定10万人以上に及び、子を失い、親を失い、住居・職業等を失った被災者は100万人に及んだ。街並み全体が炎上し、焦熱地獄と化した一帯を住民たちが逃げ惑い、橋は焼け落ち、身を切るような冷たい隅田川等に飛び込んだ多くの住民も死亡し、川は死骸であふれた。

米軍の空襲は、その後も6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）から地方都市にも及び、結局全国で64の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれる。

(1) ●●●●

原告は、昭和9年3月13日、東京都の深川区亀戸に生まれ、3月10日の東京大空襲の時は10歳で、両親、兄、弟、妹2人、祖父母、叔母の10人で暮らしていた。昭和19年から、母と原告達兄弟は、父の郷里の愛知県知多郡に疎開したが、兄は空襲直前に受験のために上京した。東京大空襲では、この兄と父、祖母、叔母が空襲に遭遇し、命からがら逃げ回った。幸い、亡くなった者はいなかったが、家も家財もなくし、その後の生活は辛酸をなめた。安保法制法の制定により、政府が戦争に近づこうとしていることに大きなショックと絶望を感じ、苦しんでいる。

(2) ●●●●

原告は、昭和20年3月10日、卒業式のため宮城県の学童疎開先から夜行列車で上野駅に着いた。ところが東京は未明の大空襲で焼け野原。叔父が迎えに来てくれたが、母たち家族は死んでいたことを後に知った。放心状態のまま焼け跡を歩き、神経が麻痺していたのか、黒こげの死体を淡々と見ていた、という。

戦災孤児になって、引き取られた親戚の家では、いどこから「死んでしまえ」と苛められ、高校卒業後何とか自立しようと、女中、一杯飲み屋などで住み込みで働いて、襲われそうになったり等つらい思いをし、母と一緒に死んだ方が良かったと何度も思った。孤児は暗くていじけている、ひねくれている、貧乏でどこの馬の骨か分からないといった先入観で見られ、差別されて、人に言えないような苦勞をした。

原告は、「親と別れる悲しい夢を何度も見て、社会からは親のない子とさげすまれる、それが孤児です。こんな不幸な子どもたちは、70年前に作らないとこの国は誓ったのではなかったのですか」「安保法制は、これまで生きてきた私のすべてを無にするものです。ここまで生きてきてもう一度うちのめされることはあまりにひどいです」という。

(3) ●●●●●

原告は現在68歳で戦後生まれであるが、東京大空襲で、祖父は妻・娘・孫を失い、父は妻・長男・姉を失った。祖父と父は、深川から大森まで歩いて探し回ったが、その家族の遺体はおろか、遺留品さえも見つけることができないという無念の思いをした。40年間高校教師として日本史を教えてきて、歴史を学ぶ中で、国家は国民を最後は守らないということを感じてきたが、いつか改善されるという期待を持ちつつ、生徒にあるべき国家像を語りかけてきた。しかし、この度の安保法制法の制定と、立憲主義を無視した審議経過は、空襲被害者を見殺しにした戦前の国家体制と同根の思想に立脚したものとしか思えず、再び戦争に巻き込まれ、あるいは戦争に突き進む危険をもたらすものである。教え子たちを二度と戦場に送りたくない。

(4) ●●●●●



原告は、昭和7年8月29日東京の本所区菊川で生まれた。父は弁護士で平和主義者であり、渡米中各地の教会での反戦演説をしたこと等により、帰国後治安維持法で逮捕された。

本土爆撃が始まって、原告は学童疎開をしたが、これが両親・弟との別れとなった。原告によると、「東京下町への大空襲3月10日夜、私は、うとうとしていた夢の中に死んだ父母と弟3人が現れました。18日、叔父から初めて両親弟の死を告げられました。そのときの感覚は、胸を真っ二つに切り落とされたようなショックでした。そして私は12歳で孤児になりました。」

原告は、母の実家の調布に引き取られたが、いここからの差別、虐待が続き、「この食いつ潰し」と言われ、畑仕事で熱射病になっても、伯母からは「使いつぶされてもあたりまえ」と言われた。その後働きながら自力で大学を卒業した。「子ども時代に親に育まれて愛情や学問や、成長に必要なものを豊かに与えられる機会が失われた、そのことの渴望が今もひりひりと残っていることを感じます。それは、私のからだの芯に焼き付けられているようです。戦争さえなければ……何度繰り返し思ったことでしょう。」と原告はいう。

海外での空爆の報道に接すると、その空爆の下にいる自分を感じ、自分と同じ境遇の子がまた生まれると感じる。しかし、日本ではもう戦争は起こらないという安心感は、70年かけて、自分の気持を徐々に穏やかにしてくれていた。ところが、この安心感が、9条違反の安保法制成立の動きの中で壊されてしまった。もう一度、9条を取り戻してほしい。それは、平和主義者だった父の望むところでもある。原告は、「このままでは父に会えません」という。

(5) ●●●●

原告は、昭和10年7月25日生まれで、父、母、姉、弟、妹と原告の6人家族で、本所区柳原町に暮らしていた。

父が隣組の組長と防空軍長を引き受けるに当たり、原告ら母子を新潟に疎開させたが、昭和20年3月10日の東京大空襲の時、父は、空襲警報が出た後町内の人を避難させていて、翌朝、工場の前に倒れていたという。その後の母子4人の生活は苦しく、母は朝は薪取り、午後は畑仕事、夜は真夜中まで内職をしていた。原告は農協で働きながら定時制高校に通った。36歳で4人の子供を抱え、母子家庭になった母の苦労は計り知れない。

たくさんの家庭に犠牲を強いる、このような戦争に、今の日本はひたひた近づいている。

(6) ●●●●

原告の母は、昭和44年に39歳で死亡したが、生前、両親のことも兄弟のことも、そして戦争のことについても、原告に語ったことはなかった。母は、兄2人、弟2人の兄弟がいて、昭和20年3月10日の大空襲の時、石工職人だった父親（原告の祖父）が空襲で死亡し、千葉の親戚宅に疎開したが、7月に母親（原告の祖母）も亡くなって、兄弟5人は戦災孤児になり、散り散りに生き別れとなってしまった。

母の死後、原告の就職の際の身元調査でおじ達の生存と連絡先が分かったが、皆音信不通だったようである。自分の生きてきた全てを隠して、兄弟とも関わりを断って生きること、原告の母はそんな生き方をしていた。

再び戦争のできる法律を今の政府が作ったことに、居ても立ってもいられない不安と恐怖、いらだちを焦りを感じず、と原告はいう。

(7) ●●●●

昭和20年3月10日東京大空襲の時、原告はかぞえで15歳であった。

親族の安否を確認するために、本所・深川の最も凄惨な被害現場を歩き、3月末からはおびただしい死体の収容作業にも参加させられた。何百、何千という無惨な遺体と赤茶けた瓦礫の町には、昨日まであった子どもたちの遊ぶ、ゲタとドブ板の音はなく、静まりかえっていた。民間人と街を計画的に焼き尽くす無差別絨毯爆撃。命と生活と人間の心と、生き残った者の将来をも無惨に踏みにじるのが戦争である。戦争が親のない子をつくり、その生活も心もずたずたにしていくものだということを、どれほど見聞きしたかわからない。

原告はいう。「社会の中でどんないさかいが起こっても、人を殺すことを目的にする戦争で解決しようとするのは、ぜったいに許せません。」  
「戦争法をこの国でもう一度作ろうという話になった一昨年7月の閣議決定があったときから、私の心も体もあの阿鼻叫喚と死体の山と、孤児だった人の止めどない涙の前に引き戻されています。」  
「未明の大空襲3月10日の早朝、焼跡に呆然とたたずんだ母の後姿は、今も忘れられません。あの後姿は、過ぎた過去の映像になったはずではないのですか。」

(8) ●●●●

昭和20年3月10日当時、原告の家は浅草壽町で履物屋をしており、原告と弟は父の実家に疎開していた。大空襲の時、父は、母、姉、兄、妹の家族4人と蔵前の避難場所で落ち合うことにしていたが、火の海でそこに行くことができず、近くにいた人とお互いの身体について火の粉を消し合って命が助かったというが、家族4人とはとうとう再会を果たせず、後に、4人は蔵前の道路で焼夷弾によって死亡したと警察署長から知らされた。遺骨もない。

埼玉の親族に父、原告、弟の3人が世話になることになったが、親戚家族合計21人の大所帯での生活で、昭和22年に父がやっと家を建てたが、

生活のため原告も弟も住み込みで働きに出て、家族が引き裂かれた別々の生活を送ることになった。

原告は、「憲法 9 条ができ、もう二度とこんな戦争に近づくことはないのだと信じていました。でも本当に近づいています。私たち戦災被害者が大きな声を出して止めなければと思います」という。

(9) ●●●●●

原告は昭和 13 年 1 月 5 日生まれで、父は本所区業平橋で町工場を経営していたが、昭和 19 年 12 月病死した。昭和 20 年 3 月 10 日の空襲の時、原告は国民学校 1 年で、5 年生の兄と仙台の親戚に疎開していた。祖母と 3 人の兄弟は自宅から疎開の準備をしていたところで空襲で死亡した。疎開していて残った兄は富山の親戚に引き取られ、原告は仙台の祖母が行商をして中学卒業まで育ててくれた。高校は自力で定時制に通学した。1 人だけ残った兄が、私の生きる支えだった。

後に富山から横浜に墓地を移し、先祖の分骨と一緒に空襲で死亡した家族の納骨をしたが、骨がないので、空襲に遭った場所の近くの墨田公園で採取した小石を小さな壺に収めた。

私たちと同じ悲劇を生まないためにも、戦争容認の法律を止めてほしい、と原告はいう。

(10) ●●●●●

原告は、昭和 16 年本所区業平橋で生まれた。昭和 20 年 3 月 10 日の空襲で、両親と生後間もない妹を殺された。偶々親戚宅にいた原告だけがこの世に残った。親戚の家に引き取られたが、みな生活が苦しく、私は厄介者で、栄養が足りず小学校は最初は養護学校に行き、高学年になると、家事のために朝早く起こされ、夜は遅くまで後片付けをさせられ、休日に

は伯母に連れられて3km位の道のりの畑に肥やし桶を背負って畑仕事の手伝いをした。中学のときは高校進学を諦めるようにことあるごとに言われ、高校進学之恩を着せられ続けた。「あんたなんで死ななかったの。いっそのこと親と一緒に死ねば良かったのに」と辛いことばを何度もかけられた。

原告はいう。「子どもが受ける戦争の被害は、死ぬことだけではなく、日々人間にとって育つところを殺されることでもあり、そのことは自分の生涯に大きな影を落とすことになりました。誰の子どもも、こんな私のような目には遭わせたくありません。」

安保法制は戦争法。「もう一度私たちを殺すものです。この法律は、『70年前のおまえたちの被害など知らない。お前たちの存在など知らない』と言われているのと同じです。このような戦争法を閣議で容認したときから、私は自分の存在を否定され、法律が制定されたことで自分の人生が足下から崩れるような絶望感を感じています。」

(11) ●●●●

原告は、昭和8年3月13日生まれで、昭和20年3月には、本所区東駒形に、父、母、国民学校6年の原告、5年の弟久恭、3歳の妹涼子、生まれたばかりの弟茂雄で居住していたが、原告と久恭は、千葉県上総中川に集団疎開していた。

3月10日の東京大空襲と、7月7日の千葉の空襲の二度、空襲の現場を逃げ惑い、二度にわたって次々と家族を失った原告は、次のように訴える。

——「3月9日、女学校の入試を控え、千葉の疎開先から帰ってきた私は久しぶりに、二階の父の部屋で、枕を並べて寝ました。父は試験での注意事項を、私にアレコレと語りかけました。父と私の楽しい幸せな夜でし

た。明日からの希望を託していつの間にか寝入ってしまいました。ただならぬ父の声にたたき起こされ、ズシーンズシーンという身体にふるえる音が不気味で、私は恐怖におびえました。真っ赤な火がすぐ近くに迫っていました。」私は赤ちゃんの茂雄を背負い、妹涼子を背負った母と、父より一足先に逃げることになりました。「これが、父との今生の別れになってしまいました。」

母の手を握って燃え狂う火の中を逃げまわり、いつの間にかたどり着いた小学校の校庭の防空壕に飛び込みました。どの位時間がたったのか、外が明るくなって、いったん家に帰ろうと、母の手を引いて歩きました。

「あちこちに、色んな人間の形をした奇妙な物体がいっぱい転がっているのが気になりました。真っ黒なものもあれば、クリーム色のマネキン人形のようなものもありました。真っ黒なものが黒焦げになった遺体であり、マネキン人形のようなものがおそらく煙に巻かれて窒息死した遺体であることは、この当時の私にはわかりませんでした。」

家はすっかり焼けただけ、何も残っていませんでした。炊き出しをしているというビール工場で、祖父と祖母に会えましたが、「一番会いたかった父にはとうとう永久に会うことが出来ませんでした。」その後、母と私たち3人の子どもは、母の弟が出征中で空き家になっていた千葉市寒川に一時落ち着くことになりました。涼子は、ラジオで聞いた「お山の杉の子」を精一杯の声で歌い、私も声を合わせて歌いました。母の歌は、いつも野口雨情の「波浮の港」でした。夫が帰ってくることを待つ歌だったのかもしれませんが。私達は、食糧不足の中でも明るく元気に歌を唱って過ごしていました。

ところが、7月7日千葉の空襲で、私の家族は再び地獄の底に突き落とされたのです。東京では火の海を逃げ回った体験から、今度は海岸に逃げれば大丈夫だと防空壕を後にし、赤ちゃんの茂雄を私が、涼子を母が背負

って、他の人たちと海岸に逃げました。すると、「戦闘機の機銃掃射が私たちに向かって一斉に放たれました。何の遮蔽物も無い海岸で、大勢の人が悲鳴を上げながら右往左往し、必死で弾の嵐の中を逃げ惑いました。」機銃掃射は、何の抵抗もできない一般市民に「これでもか、これでもか」と繰り返されました。そして、私の右手先にピリッと鋭い痛みが走り、血がダラダラと流れました。「そこで、私が背中から茂雄を下ろすと、茂雄は、機銃掃射の直撃を頭に受け、頭なのか顔なのか分からなく、まるでザクロのようになってしまいました。茂雄は、泣き声一つあげることもできず、小さな身体いっぱいの鮮血を私の背中に残して死んでしまいました。」さらに逃げ惑ううちに、「母は何かを感じたのか、自分の腰の方に手を回すと、母の手も血がいっぱいに染まりました。『ああ、この子もか』と思ったそうです。母がおんぶしていた涼子も、機銃掃射の弾を受け、母の背中で静かになっていたのです。」「『ちゃあちゃん、ボンボンが痛いよ。』苦しい息の中からの最後のことばでした。小さいながらも涼子はよく頑張りました。」「『こんなになってしまっ。』と言って、いつまでも妹を抱いていた母の姿を、私は生涯忘れることができません。」「2人の子どもを一度に虐殺された日以来、母は、歌を唱うことを一切しなくなりました。また、空襲の話をしなくなりました。そして、笑うことがなくなりました。」

その後、母方の親戚を頼って市原郡五井町へ移り、1年くらい経って、東京の祖父母が北千住に古い家を買ったから来るようにとの話があり、私と弟久恭は祖父母のところに行きましたが、母は東京は辛いからと五井に残りました。祖父母は私達を高校まで行かせてくれました。私の右手は、軽いものの後遺症が残り、タイピングができません。

「私達の幸せを根こそぎ奪ってしまったあの戦争を、私は許すことができません。」

「これが戦争です。戦争のある空の下、こんな庶民の日々と心があります。これは、日本だけではなく、他国でも同じです。同じ人間がみな苦しむのです。私は、この国の政府が、戦争をしていいと判断した時から、再びあの苦しみにさいなまれています。」

## 2 広島・長崎の原爆被爆者

1945年8月6日午前8時15分、人類最初の原子爆弾が広島市街上空で炸裂した。さらに、同月9日午前11時2分、第2弾の原子爆弾が長崎市街上空で炸裂した。原爆の光と熱は、住民の衣服を焼き、皮膚を溶かし、家屋を炎上させ、また強烈な爆風はコンクリートの建物をも破壊して、街は一瞬のうちに瓦礫と化した。街全体が炎上し、広島の本安川、長崎の浦上川などの河川は累々たる死骸で埋まった。1945年中の死者は、広島で約14万人、長崎で約7万人、1950年までの死者は広島で20万人以上、長崎で10万人以上といわれる。そしてさらに原爆は、被爆者にケロイドの醜痕を残し、あるいは放射能被爆による白血病、がんその他の無数の後遺症患者を生み出した。

### (1) ●●●●

原告は、長崎原爆の被害者である。小学2年生の時日支事変で戦争が始まり、6年生の時大東亜戦争となり、女学校に入学したが、1年生で英語を習い始めた途中から英語は禁止され、音楽も外国の歌は禁止、校庭の花壇も芋畑になって、防空壕掘りをしたり、学徒動員で学徒報国会の腕章を着けて工場に動員され、勉強はまるでできなかった。昭和20年8月9日長崎原爆投下で、同級生はたくさん亡くなり、死体さえ吹き飛ばされて、どこへ行ったか分からない状態。原告は運良く助かったが原爆のため内臓をやられた。妹・弟の4人は死亡し、母は何か月も寝たきりになった。父がやっと復員してきたときは骨と皮に痩せこけていた。住む家もなく、食



べる物も着る物もなく，どんなにつらい思いをしたことか。戦争なんて絶対にいや。どうか憲法を変えないで下さい，と原告は訴える。

(2) ●●●●●

原告は，長崎原爆の爆心地から7km離れたところで胎内被曝した。兄や姉の話によると，自宅は爆風で屋根瓦が落ち，家の中はぼろぼろになり，爆風の中を防空壕に逃げ込んだという。

25歳で被爆者の夫と結婚し，2人の子どもも健康に育ったと思っていたが，平成17年に長男が31歳で突然死し，そして，原告の乳ガンも胎内被曝が原因ではないかと不安が広がった。「被爆者歌う会ひまわり」に所属して歌いながら，平和な世の中を願っている。今回の安保法制，絶対に許してはいけないと思う。

(3) ●●●●●

原告は，長崎原爆での胎内被爆者で，現在70歳である。

小さい時，自分が被爆者であり，「ヒバク者に近づくとゲンバクがうつる」と言われ，不安になった。夫の父も原爆で亡くなり，母親が慣れない商いをして子ども5人を育てた。皆大変な思いをして戦後がんばってきたのに，安保法制でまた戦争に巻き込まれるのですか，とんでもないです，と原告は訴える。

(4) ●●●●●

原告は，大正14年7月21日生まれで，現在90歳である。

原告は，昭和20年8月9日の長崎原爆で，「家族，いところ，おば，おじ，同級生の多くを目の前で焼きました。あの悪臭，川を流れる死体の多さ，今でも目に焼き付いています」という。あのいまわしい戦争が二度と

起こらないように、「被爆者歌う会ひまわり」で、歌の語り部として活動している。平和になって70年余、今また生臭い感じがする。「戦争を知らない政治家たちよ、目を覚ましてください」と原告は訴える。

(5) ●●●●●

原告の自宅は長崎市中小島町にあったが、4歳だった昭和20年8月9日は、爆心地から4.5kmの愛宕町の祖父母の家に、母と姉と妹と遊びに行っていた。牧場で姉と遊んでいたが、牧場主の家の玄関のところで、ピカッと光り、大きな音とともに全ての部屋のガラス戸が割れていた。幸い、原告も母や姉妹も無事だったが、原爆で、叔母、従兄、従妹が犠牲になった。そして父はフィリピンのマニラで、35歳の若さで戦死した。友だちにはお父さんがいる、「私もお父さんと呼んでみたい、そんな気持ちにいつもなっていました」と原告はいう。そして、絶対に戦争はしないでほしい、今の社会は戦争に巻き込まれるようでとても怖い、と訴える。

(6) ●●●●●

原告は、昭和7年に満州で生まれ、83歳。父は軍人で、昭和13年に奉天で病死し、母、兄、妹、原告の4人で長崎に帰った。

昭和20年8月9日、長崎へ原爆投下当時、旧制中学1年。自宅は爆心地から約3.2kmの山陰のところで、2階で真っ白な光を感じ、気を失った。しかし、母子4人は奇跡的に傷を負わずに済んだ。母の姉の家族は3人死亡、父の姉の家族は2人死亡した。戦後の母子家庭の生活は苦しく、原告は一旦働いた後、苦学して東京理科大を卒業し、東北大学工学部の研究者になり、63歳で退職後、十文字女子大学教授となり70歳で退職した。

原告は、安保法制の制定で、私たちの生活が大きく変わり、軍事経済大

国への道を一層加速すると思う。自分は、先の戦争の体験者、原爆の被害者として、戦争のもたらす国民生活の破壊等に警鐘を鳴らし、自分の人生と同じ苦しみを誰にも味わわせたくない。安保法制法が動き出すことによって、日本が他国の戦争に参加し、戦争に巻き込まれるおそれを感じ、不安でならない、なんとしてもそれを未然に防止しなければならないと思う、という。

(7) ●●●●

原告は現在88歳で、昭和20年、新卒で長崎市の立神国民小学校へ教員として赴任し、4年生の担任になり、希望に溢れていた。しかし頻繁な警戒警報で、落ち着いた勉強などできなかった。

8月9日、宿直の日で学校に行き、職員室に教頭と2人でいた時、爆音がすると思ったらピカッと光り、ものすごい音で、窓ガラスが足の踏み場もなく飛び散っていた。浦上方面にピカドンが落ちたと聞いて、家に着いたら、その一帯は焼け野原で、防空壕に行くと妹、弟たちがいた。翌日、姉の主人が帰ってこないの、浦上方面の製鋼所へ探しに行った。その状況は、原告によれば、「その途中馬が倒れ、皮膚はたれ下がり、黒く焼けたただれた人、浦上側にはそんな人が重なり合って見ることも出来ません。義兄は、製鋼所の焼け跡に焼けただけ、誰が誰だかわからない状態どころがされ、そんな人ばかりでした。これが地獄と言うのかと思い、名前を呼んだら大きい声で返事をしてくれた」。義兄を家に連れて帰って、妻と子どもに会えて、5分もないうちに呼吸が止まった、というものであった。山里にいた叔父といとも亡くなった。「こんな悲しいことがあってよいのでしょうか」、と原告は訴える。

そしてその後、70年平和が続いてきたのに、政府は集団的自衛権を行使して戦争へ巻き込もうとしている。子、孫、曾孫のために頑張りたい、

という。

(8) ●●●●

原告は、現在72歳。長崎市の爆心地から1.9kmの稲佐の自宅で、祖母、母、姉とともに被爆した。また、祖父は鉄工所で、父は三菱長崎造船所で、兄は学徒動員先の警察署で被爆した。そして祖父、祖母、父、母、兄は放射能の影響により死亡し、現在は私と姉だけが生存している。

ずっと身体的・心理的な苦痛のなかで生活してきた。世界唯一の被爆者合唱団に所属し、もう二度と戦争を起こしてはいけないとの願いで平和活動を行っている。

(9) ●●●●

原告は現在73歳で、長崎で生まれ育った。父は三菱造船で働いていて船の上で被爆し、やけど、怪我、歯茎からの出血等つらい思いをし、母は悪性バセドウ病で最後は原爆症で亡くなった。自分は顔や頭に傷が残り、小学生の時は「カップ、カップ」と言われ、ずいぶんいじめにあったことを忘れない。いつも心に、戦争がなかったら、世の中が平和であったらと思っ生きてきた。戦争は絶対にしてはならない。平和な日本であるよう、切に願う。

(10) ●●●●

原告は、昭和20年8月9日の長崎への原爆投下の当時、1歳であった。戦時中、父が朝鮮半島の大邱の測候所に勤務し、父母と姉と私は父の実家の長崎に、父を残して帰っていた。実家は爆心地から3.3kmの長崎市鳴滝にあり、そこで被爆したが、私に記憶はない。父は戦後長崎に戻ったが、私が4歳の時、34歳でがんで死亡し、私たち母子は非常に困窮した

生活を送った。

母からは戦時中のことも原爆のこともほとんど何も教えられなかった。当時、原爆のことはしゃべるな、記録するなどと言われていた。被爆者だと差別されると思い、結婚も心配だったのである。

しかし昭和47年に日本原水爆被害者団体協議会（被団協）のことで知り、自分も被爆者であることを告げて、その活動をするようになった。それでも、娘が結婚するまでは活動を控えたこともあった。今は被爆者が経験を語って、原爆のことを広く知ってもらわなければと、埼玉県の地元で活動している。自分の経験からも、憲法9条は絶対に変えてほしくない。

(11) ●●●●

原告は、3歳の時、広島で被爆した。記憶としては、被爆直後、知らない人に抱かれて鼻血を出していたこと、また、友だちの中森兄弟の親が被爆した兄弟を運んで言った状況も目に焼き付いているが、その記憶とともに原告が伝え聞いた広島における被爆の状況は、およそ次のとおりである。

――原告の自宅は広島市舟入川口町の本川沿いにあり、昭和20年8月6日朝8時少し前に1歳上の兄と近くの床屋に行き、近所の中森兄弟と床屋が開店するまで川の船着き場で遊んでいた。爆心地からは2kmほどだった。床屋が開店して兄の頭にバリカンを2すじほど入れた時、突然辺りがピカッ光った。兄と私は、別々の防空壕に逃げ込んだ。

母は、家の玄関で父や祖母と立ち話をしていた、爆風が頭上から真下に向かって吹き、家の天井が崩れ落ちたが、3人は無事だった。母が裸足で、兄と私を探しに来てくれて再会できた。中森兄弟は屋外で直接閃光や熱風を浴び、お兄さんは10m位吹き飛ばされて、服も焼け、皮膚も赤剥けの状態になり、身体は何倍にも膨れ上げており、弟も大やけどを負ってガラスの破片が体中に刺さった状態で倒れており、その後親が兄弟を戸板に

乗せて病院に連れて行ったが、その後どうなったかは誰も知らない。

従姉は当時13歳で、爆心地から1.8kmの動員作業現場で被爆し、顔の半分が焼けただれて判別できるような状態ではなく、背中がつるりとして皮膚はなく赤く焼けただれて剥けていた。伯母がトマトをあげると、「水、水…」とか細く訴え、ほどなく息を引き取ったそうである。

従兄は、爆心地から1.5kmの神崎国民学校（「はだしのゲン」のモデル校）2年生で、爆風で校舎は跡形もなくなるほど崩れ落ち火の海となって、従兄も焼け死んだ。

昭和20年8月末頃、岐阜の中津川の農家だった父の実家に家族で移り住んだ。昭和60年頃、父が膵臓癌になり、その2年後に私が直腸癌になり、一命は取りとめたものの、一生人工肛門となった。平成27年になって、被爆時は母が妊娠中で戦後に生まれた弟が、前立腺癌になり原爆症と認定された。胎内被曝の影響が70年経ってあらわれたのである。

新安保法制法ができたことによって、また戦争を繰り返すような国になってしまうのではないかと危惧する。あんな悲惨な戦争を繰り返してはいけない、と原告は訴える。

### 3 その他の戦争体験者

#### (1) ●●●●

原告は、昭和3年9月16日生まれで、現在87歳。以下のとおり、敗戦後シベリアに抑留されていた者である。

昭和19年4月中学卒業後志願して陸軍特別幹部候補生として水戸の陸軍通信航空学校に入隊。昭和20年2月米軍機による航空基地攻撃があり、機銃掃射を受けて戦友11名が死亡。バラバラになった死体を集めながら、戦争に対する考え方が変わった。戦争は敵を殺さなければ自分が殺される、手柄や勲章などではない、死ぬときは「天皇陛下万歳」ではなく、みな

「お母さん」と言って死んでいく。

その後満州に渡り、新京の第2航空群第22対空無線隊に所属。大本営からは航空部隊は全部特攻隊となれとの指示が出ていたが、飛ぶ飛行機がなくなっており、もう負けるのかもしれないと思った。8月7日ソ連が侵攻してきて、関東軍は最後の一兵まで戦えとの訓辞が出され、みんなで水杯を交わした。戦闘配置につき、満州各地に散らばって、原告は新京から南へ50kmの公主嶺飛行場に入ったが、8月17日停戦命令が出て、これで負けたのだと思った。ソ連軍が入ってくるまで、どのように食料を確保するかが課題だった。国民党軍のゲリラ部隊、八路軍のゲリラ部隊、中国人が日本人に対して攻撃してきて、町中に死体が転がっていた。生きて日本に帰るために脱走するか残るかの大討論が始まった。

原告はいう。「敗戦の混乱は大変なものでした。戦争は8月15日に終わってなんかいません。」

「貨物列車が出る、日本に帰るそうだ、と無我夢中で乗りました。しかしどうも北へ向かっていく。だんだん寒くなっていく。飛んでいたハエが寒くなって落ちてくる。内地へ帰るのではないとわかってきました。止まったところは黒竜江のある町でした。」「黒竜江を渡るのだ、生きて帰れるのは1000に1つ。これが最後かもと考えました。昭和20年9月16日19歳の誕生日でした。」

中国北東部の北のはずれから50キロほど北のシワキという町の収容所に入って捕虜生活が始まり、貨物列車への材木の積み下ろしが主な仕事でした。2月の平均気温がマイナス32度で、寒さと飢えのために6人に1人が死んでいきました。「どうやったら日本の土を踏めるか。どうやったら家族に会えるか。それしか考えません。」将校や下士官たちは部下から食料を取り上げて腹一杯食べ、少年兵がどんどん死んでいく、「何でこんなに戦争というものは不条理なのか。誰が悪いのか。昭和22年頃から考

え始めました。」

昭和22年12月に日本に帰ってきました。しかし、日本橋の生家も新宿の住家も空襲で焼け、父も兄も死んでしまっていました。「食べることが精いっぱい、シベリア帰りだと就職もできず、少年兵だったこともあり軍国主義者と言われ、シベリア帰りは隠していました。2～3年は経歴を隠すしかありませんでした。」

戦争を知らない無邪気な者たちが、戦争ごっこのつもりで法律を作り、平和のための安全保障法制だと言っているのです。戦争の悲惨さ、むごたらしさを全然知らない若い政治家が戦争のことを考えていることに、腹立たしくまた切なく思っています。

## (2) ●●●●

原告の父は、学生結婚していたが、昭和17年9月、東京帝国大学農学部を繰り上げ卒業し、学徒動員として輜重兵となり、その2か月後に原告は生まれた。

父は昭和19年12月16日、27歳で死亡した。母は、“父の死に様”を一言も話さず、ただ「無口でやさしい人だった」と言っていたが、49歳で亡くなった。原告は10歳の頃母の兄夫婦の養女となり、中学生の時、叔母から「あなたのお父さんは、馬を死なせてしまった部下の責任をとって“自害”したのよ」と聞かされた。

「馬が死んで、なぜ父が死ぬのか」「戦争って何だろう」。大きな疑問が湧いて、「この疑問を解くことが、私の生き方の土台となりました」。

「陸軍戦時名簿」によれば、「合祀不可」（靖国神社には祀らない）、官等身分は「進級せず」（少尉のまま）、死亡場所は「宮城県仙台市第1中隊長室」と記録されています。死後軍人恩給を受けた話は聞きません。父の死は「名誉の戦死」ではなく「不名誉の戦死」だったのです。しかし



今では、戦闘に参加しなかったことが救いになっています、と原告はいう。

「軍人勅諭」の下では、兵隊は1銭5厘で集められたが、馬は武器・弾薬を運ぶ天皇陛下の馬。それが日本陸軍の実態だったのです。私たちの戦争は、まだ終わっていません。

## 第2 基地周辺住民

日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在し、自衛隊及び米軍の活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものがある。米軍専用基地は沖縄に多くが集中しているが、本土にも重要な基地が少なくなく、首都圏にも在日米軍司令部と在日米空軍司令部のある横田基地、在日米海軍司令部のある横須賀基地、横須賀基地を母港とする米空母の艦載機の本拠地となっている厚木基地など、少なくない重要な米軍基地が存在している。

新安保法制法によって、自衛隊が集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動をいつでもどこでも行うことができる体制が作られ、同時に、新ガイドラインによってアメリカとの同盟関係を強化し、平時からの共同演習等の活動はもとより、米軍の武力の行使等について日本が積極的に関与するようになれば、これら基地の使用や訓練も活発化し、さらには戦争のため、あるいはその支援のための活動や、これら基地からの出撃等も現実の問題となる。

したがって、自衛隊基地・米軍基地周辺は、訓練が活発化する等による騒音の激化その他の基地被害が拡大する危険性が大きい。それにとどまらず、軍事基地は真っ先に敵対する国や武装勢力からの武力攻撃やテロ攻撃の対象となるから、その周辺住民もこれら攻撃に巻き込まれ、甚大な危害を被る危険性が高い。

なお、有事（武力攻撃事態等）になった場合、基地周辺は、陣地等の構築（自衛隊法77条の2等）、土地・家屋・物資の強制使用、物資の収用、業務従事命令（自衛隊法103条）その他の強制措置、米軍等行動関連措置法による米軍の優先使用や便宜供与等の措置が真っ先に適用されることが考えられる。基地周辺

の特定公共施設（港湾，飛行場，道路，海域，空域，電波）の自衛隊・米軍に等  
よる優先使用も発動されよう（特定公共施設利用法）。さらに，国民保護法上の  
様々な強制措置もある。これら有事法制の適用も，基地周辺においては特に現実  
の問題として考えておかなければならない。

## 1 厚木基地周辺住民

厚木基地は，神奈川県央の大和市と綾瀬市（一部海老名市）にまたがって  
500haにも及ぶ広大な面積を占め，2400m（両端のオーバーラン各  
300m）の滑走路を有する飛行場施設であり，米海軍と海上自衛隊が共同  
使用している。横須賀を母港とする米空母の艦載機は80機前後に達し，厚  
木基地はその訓練・整備等の根拠地となっており，自衛隊機による使用と相  
まって，これまで半世紀以上にわたって多大な航空機騒音被害を周辺住民に  
与えてきた。周囲は人口密集地であり，騒音の影響人口は150万人とも2  
00万人とも言われる。基地の東側に隣接して，航空機整備のための日本飛  
行機株式会社の工場も備えられている。

首都圏にあつて交通の便もよい厚木基地は，有事の際の訓練・出撃基地と  
して極めて重要な機能を果たすことが考えられ，それだけ敵側からも攻撃の  
対象とされる危険性が高いと言わざるを得ない。

そして，以下のとおり，その付近に居住する本件原告らは，新安保法制法  
によって現にその権利を侵害され，耐えがたい精神的苦痛を受け，また，集  
団的自衛権の行使等によりさらに深刻な権利侵害を受ける危険を有するもの  
である。

### (1) ●●●●●

原告は，昭和7年3月12日生まれ（84歳）で，妻と2人で，厚木基  
地の北の境界まで約600m，滑走路北端から西北西約1kmの至近距離  
に居住している。早稲田大学を卒業して民間企業に勤務していたが，現在

は年金生活を送っている。

原告は、終戦時、高等小学校1年で、水道橋の市電の三崎町駅近くに自宅があって、空襲被害を受けた経験がある。昭和20年4月13日、神田一帯に空襲があり、大通りの両側に防空壕がたくさんあって、そこに逃げ込んだ、その後軍需工場に勤めていた兄の会社で父と原告も働き、吉祥寺の会社の寮に住んでいたが、そこから遠くない調布に中島飛行機があり、米軍の攻撃目標になった、8月15日、会社の広場に社員を集めて終戦の放送を聞いた、やっと戦争が終わったと思った、という。

原告は、新安保法制法は、戦争を知らない者が作ったものである、戦争では誰かが死ぬ、自分がやられるか相手を殺すかしかない、そんな戦争はするべきではない、そして戦争になれば、基地が攻撃対象になる、という。

## (2) ●●●●

原告は、昭和12年10月9日生まれ（78歳）で、夫●●●●と2人で、厚木基地北端から北北西約1.5kmの至近距離に居住している。

2人の子は独立しているが、騒音のうるさい大和市には住まないと出て行き、孫を連れて訪ねて来るが、航空機騒音で孫が泣き出し、つい足が遠のいてしまう。

原告は、昭和20年5月29日、横浜市神奈川区中丸3丁目に祖母、父母、兄弟5人で住んでいて、横浜空襲で焼け出された経験がある。母の実家の菊名まで、あちこちに焼死体がある中を歩いた。悲惨なものだった。その後父の社宅に移ったが、水の確保のために片道1キロ歩いて弟と水汲みに行き、帰り道米軍機に機銃掃射されたこともあった。一番下の弟は生後1か月で、母は乳を吸われ、栄養失調で失明した。自分も栄養失調の後遺症だと思うが、両耳ともよく聞こえず、片目も失明している。

このような戦争体験は一生のトラウマで、大和市・横浜市の「戦争を語

り継ぐ会」の活動をしている。戦争は、二度とあってはならない。厚木基地は、その戦争のための基地であり、騒音被害も戦争準備活動によるものだが、新安保法制法によって、被害はもっとひどくなり、戦争になれば厚木基地が攻撃対象にされるのではないかと不安である、という。

(3) ●●●●

原告は、昭和11年4月22日生まれ（79歳）で、妻●●●●と2人で、厚木基地北端から北北西約1.5kmの至近距離に居住している。

2人の子は独立しているが、騒音のうるさい大和市には住まないと出て行き、孫を連れて訪ねて来るが、航空機騒音で孫が泣き出し、つい足が遠のいてしまう。

原告の父は歯科医で、戦時中関東市に居住していた。ソ連兵が攻めてきたが、父は歯科医として遇され、昭和23年1月佐世保に帰国した。

厚木基地の航空機騒音に日々悩まされているが、それは戦争のための活動によるものであり、新安保法制法によって、騒音被害ももっとひどくなり、厚木基地が相手からの攻撃対象やテロの対象にされるのではないかと不安である、という。

(4) ●●●●

原告は、昭和26年6月9日生まれ（61歳）で、家族とともに生活している。昭和55年3月頃から住んでいる現住居は、厚木基地北東端と道路を挟んだすぐ東側のマンションで、ベランダから基地の敷地や滑走路の一部を見渡せ、基地と隣り合わせの場所にある。滑走路北端からは東へ500mの位置になる。

大学まで、出身地広島で生活し、大学卒業後平成23年3月定年退職まで、大和市南林間にある貨物搬送機械製造メーカーに技術職として勤務し、

平成26年6月まで同社の嘱託として勤務した。

日々巨大な航空機騒音に悩まされているが、新安保法制法によってさらに騒音が激化するのではないかと心配であるとともに、基地のすぐそばに住む者として、基地が攻撃されたらと身の危険を感じる、という。

(5) ●●●●

原告は、昭和7年6月16日生まれ（83歳）で、東京に居住後、昭和38年に結婚して大和市内に居住し、現在、妻、息子夫婦、孫2人と同居している。昭和39年頃から住んでいる現住所は、厚木基地滑走路北端から北北西へ約1.6kmの至近距離にある。

戦時中、父は中国語・ロシア語ができたので、満鉄本社に勤務し、原告ら家族は大連に居住していた。戦後も中国に残り、自分も中国で大学を卒業し、昭和29年に満州から引き揚げたという経験がある。

安保法は日本版ヒトラーのように感ずる。これによって日本、しかも特に基地は、相手などからのテロの標的になり、基地周辺もこれに巻き込まれるのではないかと不安を感じる、という。

(6) ●●●●

原告は、昭和29年8月17日生まれ（61歳）で、家族とともに、厚木基地滑走路北端から北へ約1kmの、航空機の離着陸コースの真下に住んでいる。昭和55年から平成24年3月まで、大和市内で小学校教師をしてきた。

昭和39年9月、自分が草柳小学校4年のとき、学校の北800mの館野鉄工所に米軍ジェット機が墜落し、館野さんの家族や従業員5人が死亡する大事故があったが、その時衝撃でそろばんが机から落ちた。その経験から、航空機爆音に恐怖を感じるようになっている。平成24年3月、腎

不全で透析生活をしなければならなくなり、定年前に学校を退職し、近くの病院に人工透析のために通院しているが、透析患者は戦争になったら生きていけなくなる。

原告は、安保法制は、航空機騒音の激化、戦争への不安、厚木基地が相手からの攻撃目標とされる危険をもたらすものだという。

## 2 横須賀基地周辺住民

横須賀港には、米軍基地と自衛隊基地が隣り合って存在している。米軍基地には、在日米海軍司令部があり、西太平洋第7艦隊の旗艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンとその随伴艦であるイージス艦11隻がここを母港としている。米空母は、横須賀基地から、これまでベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争等に出撃していった。空母は、年間の約半分の期間、横須賀基地に停泊し、定期修理等もここで行われている。横須賀基地は、世界で唯一の米空母の海外の母港であり、米軍の極東におけるプレゼンスの最大の拠点である。

したがって、日本が米国とともに他国との間で戦争になった場合、あるいは米国の戦争の兵站基地になった場合も、自衛隊基地部分を含めて、横須賀基地は真っ先に攻撃対象として狙われる危険性が高い。横須賀市民、隣接する横浜市民等も、その生命・身体・財産の危険に晒される。

また、停泊する原子力空母が攻撃された場合、その原子炉の破壊による放射能汚染は極めて重大な結果をもたらすと予想される。原子力資料情報室の研究者の検討結果によれば、風下7km以内の住民は全数致死、13km以内では半数致死、そして南寄りの風の場合、首都圏165km以内の住民が50ミリシーベルト以上の被爆を受け、100万人以上の死亡が予測されている。米軍横須賀基地には原子力潜水艦も出入港を繰り返しており、年間300日近くは原子力艦船が停泊している。

そして、以下のとおり、その付近に居住する本件原告らは、新安保法制法によって現にその権利を侵害され、耐えがたい精神的苦痛を受け、また、集団的自衛権の行使等によりさらに深刻な権利侵害を受ける危険を有するものである。

(1) ●●●●

原告は、横須賀市内、米海軍横須賀基地内の原子力空母の係留地点（12号バース）から4.7kmのところに居住している。

原告によれば、安保法制によって日米の軍事的一体化が強まり、米軍とともに戦争を始めれば、第7艦隊の事実上の母港である横須賀が敵対する国・集団からのテロ・ミサイル攻撃の対象になることは明らかである。中国・北朝鮮のミサイルは、日本の米軍基地・自衛隊基地を攻撃目標にしている。

また、米軍横須賀基地には、原子力空母と原子力潜水艦が平成27年には299日滞在しているが、その原子炉が破壊されたら、上記のとおり、横須賀に限らず首都圏が壊滅状態になる。基地から8km以内に住む原告は7シーベルト以上の放射線を浴びて即死する、という。

(2) ●●●●

原告は、横須賀市内の横須賀基地から約2kmのところに居住している。

原告は、新安保法制法によって、日本がますますアメリカの軍事に追従することになり、敵国が在日米軍基地を攻撃対象とする可能性が大きくなり、非常に危険性が増す。米軍横須賀基地には原子力空母・原子力潜水艦の原子力艦が常時滞在しており、それを攻撃されたら、横須賀市のみならず首都圏が壊滅する。米軍横須賀基地から9kmの久里浜には、GNFという核燃料棒を作っている工場もあり、そこを攻撃される危険もあるなど、基地近辺に住む者として、新安保法制法の危険性を強く受け止めている。

### 第3 公共機関の労働者

公共的な業務を内容とする事業を行っている公的な法人や民間企業は、有事の場合はもちろん、それに至らない段階においても、自衛隊・米軍の活動や国民保護措置などへの協力を求められ、また実施する責務を有する事項が多数存在する。

指定公共機関・地方指定公共機関に指定されている法人、それらの法人の武力攻撃事態等その他の事態での責務や協力の内容については、本文で述べたとおりである。特に、医療従事者や輸送業者は、武力攻撃事態においては、自衛隊法103条2項の強制的な業務従事命令の対象にもなる。

そして、企業が政府や地方公共団体から、任意の契約にせよ、法令に基づく指示による場合にせよ、関係業務の実施を求められた場合、直接にはこれらの企業に働く労働者がそれらの業務に従事することを、企業（使用者）から求められることになる。その業務は、国民・市民のための物資の輸送等もあれば、自衛隊・米軍の軍需物資、場合によっては兵員の輸送等でもありうるし、それが敵対国等との対立関係の下での業務であれば、その攻撃の対象となる危険もありうる。

そのような業務命令に労働者が法律上従わなければならないかどうかは一つの論点であるが、現実の問題として、労働者はそれを拒否すれば懲戒処分等を受けることを覚悟しなければならず、命令に従えば身の危険に直面することになりかねない。また、有事・準有事ともなれば、自分や家族の安全や生活の確保を要するが、公共機関に働く労働者は、それに優先して業務命令に従うことを求められることとなり、両者の板挟みの立場に置かれることになる。

#### 1 航空労働者

民間航空機は、これまで、武力紛争に関連して、ハイジャックやテロ攻撃の対象とされてきた現実がある。第二次世界大戦後もベトナム戦争、中東戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争等と、戦争を繰り返してきたアメ



リカの「ナショナルフラッグキャリアー」であった世界最大の航空会社パンアメリカン航空は、軍事関係の輸送も行っていたが、1980年代を中心にハイジャックやテロ攻撃を繰り返して受け、大事故が続く中で利用者数が激減し、ついに破綻するに至った。

新安保法制法によって、日本が他国や武装勢力と敵対する場合が増えれば、また、日本の民間航空機も兵員や軍事物資の輸送等を行うことになれば、日本の民間航空機がそのようなテロ等の攻撃を受ける危険が増大する。

(1) ●●●●

原告は、元日本航空の機長であり、日本航空を解雇されて復職を求めている者である。

「民間航空は平和産業であり、世界の平和なくして民間航空の発展はない」とは、日本航空システム最高経営責任者兼子薫のことばであるが、そのとおりである。新安保法制によって、日本が海外で武器をもって他国の人たちを攻撃するようになれば、これまで経験してこなかったテロの恐れは一気に高まる。民間航空機は、報復テロにひとたまりもない。また、日本には憲法9条があるので、日本の航空機は軍需品の輸送はできないとされてきたが、今後その運搬ができるとされれば、それもまた攻撃対象になる。

原告ら民間航空機の乗務員は、新安保法制法によって日本が他国と敵対し、戦争当事国になるなどによって、自ら乗務する航空機が攻撃目標とされ、自ら及び乗客の身に危険が生じることを、現実のものとして感じている。

## 2 船員

船舶は、国際間の大量輸送機関として極めて大きな位置を占め、とくに貿易立国日本にとって、不可欠な交通運輸機関であり、海運の需要は、ますます

す大きくなっている。しかし、その安全な航行は、国際平和なくして確保することはできない。そして、一旦戦争ないし準戦時体制になった場合、その危険をまともに受けるのもまた、船舶輸送である。アジア太平洋戦争においては、船員徴用令によって30万人の船員が動員され、根こそぎ動員された漁船・作業船なども含めて、10000隻以上が米軍によって撃沈され、船員6万人余りが戦没した。

航空機の場合と同様、新安保法制法によって、日本が他国や武装勢力と敵対する場合が増大すれば、また、日本の船舶も兵員や軍事物資の輸送等を行うことになれば、日本の船舶が再び武力攻撃やテロ攻撃の目標とされる事態になる。

(1) ●●●●

原告は、商船大学に入って船乗りになり、以来20数カ国を訪れて世界中の人々と接してきた。外航航路の会社を定年退職し、現在国内航路のタンカーに乗船している。

戦争においては、海の上は前線も後方もなく、兵站を担う輸送船が真っ先に狙われ、太平洋戦争で日本の海運は全滅して多くの先輩が命を失った。有事になれば、現在私の乗る燃料補給船も格好の標的になる。

原告によれば、現在、日本の外航航路の船舶の95%以上が、フィリピンを始めとする東南アジアや、中国、インド、東欧の船員によって運航されており、「島国日本は諸外国との貿易なしには一時も成り立ちません。そして平和な海があつてこそ海運は成り立ち、私たち船員も思う存分仕事を全うすることができます。戦後の日本はそのようにして国民生活が維持発展されてきました。現在日本の外航船舶の大部分を外国人船員が担うことができているのも、平和な海があつてこそです。現在も世界の貿易量は年々増加し、これに伴い各国の船舶数も飛躍的に増加しています。」これは、「世界中の人々が平和と繁栄を享受しようとする意志の表れであり、

押止めることのできない世界の流れだと思えます。」

そして原告は、集团的自衛権・安保法制はこれに真っ向から反するものだという。現に、「最近安保法制が施行され、2隻の民間大型フェリーが平時は通常の商業輸送を、島しょ奪還訓練や有事の際には自衛隊の指揮命令下に入ることになりました。運航要員である民間船員も予備自衛官になることが要請されています。予備自衛官になることを拒否すれば、事実上退職に追い込まれることは火を見るより明らかです。当該フェリー会社の船員にとって、それは徴用以外の何ものでもありません」、という。

なお、防衛省は今年3月、有事の際の人員・武器等の輸送のため、民間のフェリー2隻を使用するための事業契約を民間会社と締結し、その操舵等に必要な乗組員が不足するため、民間船員を予備自衛官とし、有事などに招集することとしている。

## (2) ●●●●

原告は、昭和42年から昭和58年まで、外航船の船員をしていた者であり、昭和58年以降、全日本海員組合の執行委員をしてきた者である。

上記のとおり、戦時中、「船員徴用令」によって30万人の船員が動員され、6万人余りが戦没した。船員不足を解消するために、14歳未満の少年から80歳近くの元船員まで駆り出され、犠牲になった。こうした悲劇を二度と繰り返してはならないと、戦後いち早く結成されたのが全日本海員組合で、結成の原点は「海員不戦の誓い」だった。

原告によれば、戦後の船員も、「各国の戦争・紛争と無縁ではいられませんでした。朝鮮戦争から始まり、ベトナム戦争、第四次に及ぶ中東戦争、イラン・イラク戦争、湾岸戦争、米国のイラク侵攻等で船員は幾度となく生死にかかわる危険な海域に就航させられました。それだけに船員は、戦争の被害者にも加害者にもならないとする憲法9条の規定が、他のどの職

業集団より身近な親しみを感じていました。」新安保法制は、この憲法に違反して、船員を危険にさらすものである。

### 3 鉄道労働者

鉄道は、陸上における大量輸送機関であり、国内輸送の基盤となっている。しかし、鉄道は、駅舎、線路、電気設備、車両等の膨大な施設全体の整備を絶えず維持していかなければならない労働集約産業であり、どこかが欠けても運行と輸送を確保することができない。線路がどこかで破壊されれば、復旧に時間がかかり、輸送は止まる。日本が外国や武装勢力と敵対関係を持つようになれば、兵員や軍事物資を輸送する列車や線路は、敵対勢力から攻撃の対象として狙われることになる。新安保法制は、そのような危険を招来するものである。

#### (1) ●●●●

原告は、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）の運転士である。昭和31年5月31日生まれで、昭和50年国鉄に入社し、昭和62年JR貨物に移行した。昭和52年電気機関助手、昭和54年電気機関士（JRでは運転士）の資格を取得し、現在●●●機関区運転士の地位にある。

鉄道は、置き石一つでも、また踏切に障害物を置かれるだけでも、脱線・転覆等の大事故につながる。日本が武力紛争に関わるようになれば、鉄道は容易に攻撃対象とされ、特に原告のような運転士は、輸送の確保の日常業務において、直接の身の危険を覚悟しなければならない。

### 4 医療従事者

医療は、人の命と健康を守ることを使命とする。ところが戦争は、人を殺すことを目的とし、医療の使命と全く相容れない。しかし、戦場に医療は不可欠であり、アジア太平洋戦争でも軍医や従軍看護婦が動員され、傷ついた

兵士を治療して、再び戦場に送り出す役割を強いられたし、医療従事者からも多数の犠牲者を出した。

有事に当たっては医療機関が重要な施設として強制的な管理の対象となり、医療従事者に業務従事命令が出される（自衛隊法103条1項・2項）。国民保護・救援のためにも駆り出される。そして、安保法制は、医療従事者をこのような立場に立たせる現実の危険をもたらすものである。

(1) ●●●●

原告は、現在、北千住にある●●診療所の事務長の職にある。原告は、昭和34年生まれであるが、親族の悲惨な戦争体験を聞いて育った。

亡父●●●●は、大正9年生まれで、戦時中関東軍銃砲部隊に配属され、ウスリー川のほとりの東寧という巨大な要塞で昭和20年8月9日未明ソ連軍との砲撃戦になり、10代の若者たちが次々と戦死する有様を見て戦争の怖さを知ったという。そして8月20日過ぎ（終戦の後）、砲台を自壊して逃げる途中で、日本軍の軍装をした3人の朝鮮兵を発見し、中隊長は「敵前逃亡」と決め付けて、父ら3人にその斬首を命じ、父は一人の朝鮮人青年の首を切り落とすことを強いられた。父は、その瞬間の、軍刀の刃先が頸椎に食い込んだ瞬間の感覚が蘇り、死ぬまで「恐ろしいことをしてしまった」と悔やみ、夜中に突然うなされることも死ぬまで続いた。父はその後、ソ連軍の捕虜となってシベリアで4年間奴隷労働を強制された。

また、父の次姉、次兄、三男は亀戸に別々に家族と住んでいて、昭和20年3月10日の東京大空襲に遭遇した。3家族が一緒に行動していたが、火の川となった明治通りを避けて塹川の土手に張り付くように伏せていたが、夜が明けると、土手には真っ黒い棒が累々としている光景があり、それはわずか数メートル離れた別の家族の焼死体だった。叔父達も全員大やけどを負い、無一文のボロボロの状態、汽車を乗り継いで仙台の田舎の実家に辿り着いたという。



行うことができていた教育活動や社会活動が、制約を受けることが目立つようになっている。例えば、原告が憲法に関する学習会や講演会を企画したところ、大学側から「憲法」「平和」「安全保障」といった論題での企画は、政治的な事柄に発展するおそれがあるため、大学内の施設を提供することはできない、との回答を受ける、といったことが現に生じており、このような動きは本学に止まらない。

これらのできごとの中で、憲法研究者として本来果たすべき役割を果たすためには、場合によっては、自らの職を賭する覚悟さえ必要なのかもしれないと悩まされている。

(2) ●●●●

原告は、●●●●大学准教授、憲法学を専攻し、とくに立憲平和主義を専門とする者である。

新安保法制法の制定過程において、かつて政府の憲法解釈の法的安定性を担保してきた内閣法制局がその機能を果たせなくなっている現状の下では、権力者の恣意的な憲法解釈変更により社会国家の安定が損なわれ、憲法9条に反する戦争の準備行為により、他国の武力行使と自衛隊の活動の一体化をもたらす蓋然性が高まることにより、立憲主義国家に居住する国民として当然のものとして享受すべき法的安定性が侵害されることとなった。これは、憲法を研究し教育する者の地位をも侵害するものであり、憲法的統治構造の一角を占める司法部により、主権者国民を支える「憲法の番人」として違憲判断がなされるべきである。

(3) ●●●●

原告は、●●●●大学教授として、憲法学を専門とする者である。

悲惨な過去の歴史を学び、その反省を生かすことが政治にとって必要で

あり、まさに、悲惨な戦争を繰り返さないためのしくみとして、日本国憲法が制定された。

ドイツ・ヴァイマル期を代表する国法学者ヘルマン・ヘラーがナチスの独裁に徹底的に抵抗したように、「社会が危機的状況に陥る中、社会の危機に警鐘を鳴らすのは学者の使命である」。「戦争できる国づくり」の一環である「安保法制」の違憲性を問題にし、最終的に廃止させるために行動することは、まさに憲法学者の使命である。

(4) ●●●●

原告は、●●●大学法学部教授で、現在法学部長、学校法人●●●●理事の地位にある。専攻は国際家族法学である。

安保法制で、将来日本が戦争に巻き込まれ、世界の人々を戦争に巻き込むことによる甚大な被害の蓋然性を思うと、精神的苦痛に耐えない。その制定過程における様々な問題点があるままになることは、学者としての良心に著しく反する。また、●●●大学法学部は、多くの公務員を送り出し、その中には警察官や自衛官も含まれるが、安保法制の下で国民を抑圧するために彼らが動員されることになることは、本学の教育理念に反し、公務員を養成する法学部の責任者としてやりきれない気持である。

(5) ●●●●

原告は、昭和17年6月生まれで、ドイツ文学等を専攻し、●●大学名誉教授、「●●●●の会」会長の地位にある。

昭和20年3月10日の東京大空襲の時、東京都北区西ヶ原に居住しており、2歳で、母に背負われ防空頭巾をかぶった頭に火の玉が落ちてきたことが一瞬の記憶として残っている。母が素手で払いのけてくれなければ、生き延びていなかったかもしれない。その境遇もあり、●●●●大学を卒



業して、●●大学に就職し、組合・民主化運動を通じて、平和運動を今日まで継続してきた。安保関連法可決は立憲民主主義の破壊行為である。これによって、米国を敵視する国・勢力の攻撃を日本がいつ受けても不思議ではない状況に、私たちはおびえていなければならなくなった。

## 2 宗教者

### (1) ●●●●

原告は、時宗を宗旨とする、●●●●寺の住職である。開山は、14世紀中頃である。

原告は、昭和11年生まれで、昭和16年、足立区内の若者が寺に集まり、兵隊を送り出す式が行われたことを鮮明に覚えている。同年12月に太平洋戦争が始まり、1年足らずで檀家からも亡くなった方が白木の箱に入って帰ってきた。昭和20年3月10日の下町の空襲の時、寺の屋根に登り、赤々と燃える空を眺めていた光景が、生々しく原告の心に残っている。そして戦争が終わり、みんなひもじい生活を送っていた。

平成23年12月1日、全日本仏教会は、「原子力発電によらない生き方を求めて」という宣言を出した。戦争中、仏教教壇は戦争への動きに口をつぐんできたが、今は発言しなければ仏教団体としての存在意義が問われると、勇気ある行動を取った。仏教の根本である「命の尊厳と人権の尊重」からして、命を奪う戦争をさせてはならない。世界に誇れる憲法9条を踏みにじることは許されない。

## 3 ジャーナリスト

### (1) ●●●●

原告は、戦争中に生まれ、現在72歳である。戦時中の記憶はないが、戦後の街の傷病兵の姿、貧しさ、親を失った友などのことが脳裏に焼き付

いて、過去のことだと割り切ることはできない。「戦後70年余りの現実  
は、為政者も国民も多大な努力を果たしてきたからこそ、戦争を避けるこ  
とができたといえます。武力ではなく憲法を盾に世界と闘ったのです」、  
と原告はいう。

ベトナム戦争の後遺症の取材を重ねているが、子どもにもダイオキシン  
等の被害は深刻で、もし日本が自衛隊をベトナム戦争に送り込んでいたら、  
その責任から逃れられなかったでしょう。また、今の南スーダンが戦場にな  
ってしまっていて、安保法制は、そこでいわゆる「駆け付け警護」とし  
て自衛隊に武力による実践を可能にしました。「誤って一般人を撃ってし  
まうかもしれない、敵に撃たれてしまうかもしれない。日本人は始めて戦  
闘に参加したことになるのです。」違憲の安保法制を黙認することはでき  
ません。

## (2) ●●●●

原告は、2002年（平成14年）から現在まで、戦場ジャーナリスト  
として紛争地取材を続けてきた。原告は、以下のように述べる。

——「安保法制は、間違いなく紛争地取材、とりわけ中東での取材を行う  
ジャーナリストにとって、その安全確保に重大な悪影響を及ぼします。か  
つて、陸上自衛隊がイラクに派遣された時ですら、現地を取材中、私は銃  
を持った若者たちに取り囲まれ、『お前は日本から来たのか？日本は米  
国の犬だ！』『自衛隊をイラクに送った日本は我々の敵だ！』と激しくな  
じられました。」その場は、イラク人助手がなんとかなだめてくれ、拘束さ  
れたり殺されたりすることを免れましたが、同時期に現地を取材していた  
ジャーナリストの橋田信介さんと小川功太郎さんは、2004年5月末に  
サマワからバグダッドに移動中、武装勢力に襲撃されて殺されました。武  
装勢力は、橋田さんたちが日本人だということを認識の上攻撃してきたと

いうことを、私は確認しています。

ジャーナリストに対する「自己責任論」があるが、国際社会のグローバル時代において、日本の人々が、世界の紛争地で何が起きているかを知ることが、非常に重要であり、ジャーナリストはその「知る権利」に奉仕する存在です。自己責任論やことなかれ主義などから、紛争地取材を行うジャーナリストは減り続けており、安保法制によるリスク増大が戦場ジャーナリストを絶滅に追いやるのではないかと危惧しています。

ISやそのシンパは活動を活発化させており、日本人であるということだけで狙われ殺されるというリスクは間違いなく高まっているし、日本国内で大規模なテロが発生する可能性も否定できません。

2004年（平成16年）4月のファルージャの米軍の軍事作戦は、被害者の9割が民間人でした。国際人道法違反を繰り返す米国に安保法制によって協力することは、日本が戦争犯罪に加担することです。イラク戦争に従軍した米兵たちが心を病み、麻薬におぼれ、自殺する状況は、罪の意識、自己嫌悪からくるものであり、平和ということにおいて自分が人を殺さないということが重要なのです。

「かつて、中東の人々は皆、親日的でありましたが、それは日本が『ヒロシマ、ナガサキ』に象徴される悲惨な戦争被害を乗り越え、平和的に経済を発展させたということに中東の人々は本当に尊敬し憧憬の眼差しで見えていたからです。その平和国家としてのブランド力、戦後70余年のかけがえのない財産を自ら投げ捨てるような、安保法制は、今すぐ差止められ、廃止されるべきだと確信しております。」

#### 4 母親等

##### (1) ●●●●

原告は、シングルマザーで、高校1年の息子と小学5年の娘を、NPO

法人の職員として働きながら育てている。3. 1 1 大震災と原発事故で自分の生き方や命の問題を考え直し、夫の言うことを聞いていたら子どもの命を守れないと痛感し、離婚した。

安保法制に反対するママの会を、多摩市で初めは一人で立ち上げたが、去年11月に東京のママの会に合流して活動している。息子は高校生たちでティーンズ・ソウルを立ち上げて運動している。

安保法制が成立してからは、子どもの命を失うかもしれないと現実に関心になった。経済的徴兵制が子どもたちに起きると思うといたたまれない。優しい心の持ち主である息子が、銃を担いでいる姿を想像しただけで、涙が溢れてくるし、自衛隊は女性も活用するので、娘が銃を担ぐことも想像してしまう。優しい子どもが、戦争に送られ、人が変わったようになって帰ってくると思うと、胸がつぶれる思いになる。

国会のテレビ中継で、人間カマクラで強行採決する参議院特別委員会の場面を見て、恐怖に捉えられ、激しい蕁麻疹が出た。安保法制で日本が戦争をする国になったら、海外へ安心して出かけることもできなくなり、どこにいてもテロの心配をしなければならない。

## (2) ●●●●

原告は、23歳の長男と19歳の二男をもつ専業主婦である。3. 1 1 大震災と原発事故で、子どもたちを夫婦で守らなければいけないと思い始め、秘密保護法、集団的自衛権の閣議決定で、もう今の政治家に任せておけないと考えるようになり、昨年夏ママの会で具体的に行動するようになった。

安保法制ができ、日本が戦争をする国になれば、子どもたちが兵士として駆り出される危険を感じる。自分の子供が銃を持つことを想像するだけで辛い。南スーダンの駆け付け警護など、日本人が殺すか殺されるかすれ

ば戦争をする国になってしまう。そうなったら後戻りできない。現実を真剣に見つめると、怖くてたまらない。

(3) ●●●●●

原告は、昭和35年3月9日生まれで、小学生の男子3人の孫がいる。

安保法制法案の国会審議中、孫が私に、「戦争はしたくないよ！ 安倍さんはどうなっているんだろう」と話してきた。孫たちがそんな思いでいることに驚き、大人としての責任の重さを感じた。万が一、子どもや孫たちが戦争に巻き込まれるなどの可能性を考えると、どうしていいかわからない。不安と憤りで、日々辛い思いをしている。

## 5 障がい者

(1) ●●●●●

原告は、痙性対麻痺で、子どもの頃から歩行障害があり、日常生活には車椅子や杖を使用している。外出する際は車を運転するか、又はタクシーを利用する。●●県職員の地位にあり、県職員組合の役員をしている。

原告の父（67歳）は脳性小児麻痺の後遺症による歩行障害があり、原告の母（73歳）もポリオの後遺症による歩行障害がある。介護サービスを利用し、仕事との両立を工夫しながら両親の生活を支える日々である。

安保法制で、原告や両親が受けた衝撃は大きい。安保法制によって戦争が現実のものになると、原告らの生活は維持できないのではないかという強い不安と恐怖に襲われる。戦時中、障がい児は学童疎開の対象外であり、障がい者は「死ね」という政策がとられた。生きるに値しない存在と、国家によってみなされた。ナチス・ドイツでは、優生学思想に基づく障がい者に対する殺害プログラムにより、大量の障がい者が犠牲になった。

防衛予算の拡大と社会保障への支出削減は裏腹の関係で、すでに介護認

定の運用も厳しくなっており、食べていけない障がい者が出てきている。

「国が戦争する方向にはっきりと舵を切ったことで、私は障がい者として生きることが許されない社会に向かっていることを実感している」、と原告はいう。

## 6 在日外国人

### (1) ●●●●

原告は、1956年（昭和31年）生まれの在日コリアン3世であり、現在56歳である。韓国籍で、特別永住資格を持ち、ピアニストとして演奏活動をしている。父は朝鮮戦争で家族が離散し、難民として日本に逃れ、日本で家族を持ち定住した。

日本が朝鮮半島や中国と武力衝突する事態となったら、日本国内在住の外国人に対して、「日本の味方なのか敵なのか」という視線を向けられないかと不安になる。問題が生じるたびに「朝鮮人は帰れ」と暴言を受けている。原告は、「街頭で行われるヘイトスピーチで『朝鮮人を殺せ』という声を聞いた日、日本刀で刺される夢をみました。そして翌朝、熱を出し寝込みました。玄関の表札に韓国名をだすことさえ、おそろしく思われま

す」と述べる。

そして原告は、「日本に住むコリアンや中国、台湾などのアジア出身の人も、日本を愛しながら、ここを第二の故郷と思い暮らしています。にもかかわらず、今後日本が米軍と共に武力を行使すれば、自分のルーツである朝鮮半島や中国が日本にとっての敵国となる可能性さえはらんでしまいます」、という辛い立場に立つことになる。

## 7 自衛隊関係者

### (1) ●●●●

原告は、福岡市に住む鍼灸マッサージ師で、4人の子がおり、次男は陸上自衛隊の自衛官である。次男は、専守防衛と災害派遣の意義と理念に共感して、自衛官を選んだ。9条の下での自衛隊は、間違っても海外での戦争に参加することはないと信じていた。

ところが、平成27年7月15日安保法制が衆議院で強行採決され、息子が戦争に送られるかもしれないことが現実になったと感じ、その3日後から福岡市内の街頭に立ち無言のスタンディングアピールをし始めた。このまま何もしなかったら日本はたいへんなことになる、自分が何もしないで息子が戦場に行くことになったら、自分で自分を許せない、との強い思いに駆られたのである。そうするうちに同志が増え、「愛する人を戦地に送るな!」と大きなポスターを掲げ、メガフォンでの訴え等もするようになった。木曜日・日曜日には福岡市天神、金曜日には小倉駅前でもスタンディングを続けている。

## 8 原発関係者

### (1) ●●●●

原告は、かつて原発が夢のエネルギーであるという国を挙げての取組の中で、技師として、原発の製作に関わっていた。関わるうちに、その脆弱性と恐ろしさを知ることになった。原子炉は、冷却を続けなければ原子炉内の温度が上がりすぎ、炉心が溶けて、炉の容器自体を溶かしてしまい、メルトダウンを起こす。電源喪失で、簡単にそうなるのである。また、使用済み核燃料の保管はあまりに無防備である。意図的に原子炉などを破壊し、放射性物質をまき散らすことは容易なことである。

原告はいう。「日本が、海外から敵視され報復テロに見舞われるようなことがあれば、人類の歴史と比べても『未来永劫』と言っていいほどの長期間、日本人と日本国土を壊滅させ、その影響は国外にも及んでいきま

す。」「原発技師だった私は、原発の脆弱性とその恐ろしさを知っている  
ので、海外から報復テロを受けるような状況に至ってはいけないとずっと  
考えてきました。ですから、この法制法が成立したときには、この危険な  
原発を国土に50基余をおいた日本は、国土のすべてを失うくらいの危険  
にさらされるようになったことを感じ、自分自身がどうしていいかわから  
ないとともに、そんな危険な原発作りに関わってきた自分のせいで、たく  
さんの死者とその後の日本の壊滅が目の当たりに想像でき、生きた心地が  
しないほどの恐ろしさを感じ続けているのです。」